官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務三七六）　一
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務四四二）
○保安林の指定をする件（農林水産一七八三～一七八九）
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一七九〇）　二
○自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件（防衛二六四）　三
○自衛隊の使用する船舶の信号符字を取消しする件（同二六五）
○都市計画に関する件（関東地方整備局二三二～二三九）
○道路に関する件（近畿地方整備局一一〇、一一一）　四
○道路に関する件（四国地方整備局六五～六七）　五
〔国会事項〕　五
〔人事異動〕
警察庁　七
〔叙位・叙勲〕　七
〔官庁報告〕
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（岡山労働局最低賃金公示二）　八
国家試験
令和八年測量士試験及び測量士補試験の施行（国土交通省）　八
基本測量関係事項公告（国土交通省）
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　九
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一四六）
〔公告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し、財団関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他　二八

その他告示

○総務省告示第三百七十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月二十七日

総務大臣　林　芳正

一　名　称　令和七年度第二期カンボジア陸軍に対する要人警護に係る技術指導参加部隊

二　国外派遣期間　令和七年十一月二十八日から令和七年十二月十四日まで

三　派遣人数（概数）　二十人程度

四　派遣地域　カンボジア王国

○外務省告示第四百四十二号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項第一号の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和七年十一月二十七日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和七年十一月十二日
発行年月日　令和七年十月十五日
旅券番号　TM一四〇八五七七

○農林水産省告示第千七百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町稗谷字上代七八、八四、八六、八七、九〇、九二、九四、一〇一の一、一〇一の二、一〇六の一、一〇六の二、一〇七、字屋敷上一二八、一二九、一三二、一三三、一三五から一三九まで、一三六の一、字高畔二九四の一、二九五の一、三〇七、三〇九、三一〇の一、字宮本三八五の一、三八七の一、三八七の二、三九〇の一、三九八の一、字上田四〇一の一、四〇三の一、四〇四の一、四〇七、四一二、四一三、四一四の一、四二二から四二五まで、四三〇、四三一、字岡四三六、四三九の二、四三九の三、四四一から四四三まで、四四六、四四七、四五〇、四五五、四五六、四六一から四六三まで、四七二、四七四、四七七の一、四七七の二、四七八、四七九、四九〇、字一水口四九五から四九九まで、五〇〇の二、五〇〇の三、五〇一、五〇三、五〇五、五〇六、字大平七九七、字東大平八〇五、八〇六の一、八〇六の二、八〇七の一、八〇七の二、字後山八〇八の一、八一一の一、八一三の一、八一四の一、八一六の一、八二二の一、八二三の一、字小円道八二六、八二七、八二八の一から八二八の五まで、八二九、八三〇の一、八三五、八三七、八四二の三、八四二の四、八四三、八四五の九、八四五の一〇、八四七の一、八五〇、八五一の一、八五一の二、八五三の一、八五三の二、八五五、字丸山八五七、八六〇、八六二から八六四まで、八七〇、八七一、八七六

二　指定の目的　水源の涵（かん）養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一㈠　保安林の所在場所　鳥取県鳥取市青谷町八葉寺字畑谷四三四から四三七まで、四三四の一、字山神四九六、四九八の一、四九八の六、字本ノヲトシ七七九の一、七七九の二、七八〇の一から七八〇の三まで、七八三の一、七八三の二

㈡　指定の目的　水源の涵（かん）養

(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
保安林の所在場所　鳥取県鳥取市青谷町八葉寺字西村内二三六の一、字大竹山九〇〇
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(一)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(一)　主伐は、択伐による。
(二)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十七日　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山梨県上野原市桑久保字うにやど二三五一、字境沢二三九六、字瀧ノ沢
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十七日　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山梨県都留市中津森字観音沢七四二地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、一三〇五の内一（次の図に示す部分に限る。）、七四二から七四五まで、七四七から七五五まで、七五七から七六二まで、一二八二から一二八九まで、一二八八の内一、一二九七、一二九七の二、一二九七の内二、一二九七の内三、一三〇〇、一三〇五の内二、字新井七六六から七七一まで、字石合一三一九、一三一九の内一、一三二〇から一三二六まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字観音沢七四二地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、七四二・七五四・七五五・七五七・七五八・一二八八・字新井七六八（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十七日　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山梨県韮崎市旭町上條北割字鎌倉四一六四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字鎌倉四一六四（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十七日　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　京都府福知山市夜久野町板生小字大岫八二三四、八二三四の一、八二三五、八二三五の一、八二三七
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十七日　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　神奈川県厚木市下荻野字西山二一四九の二一から二一四九の二五まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二一四九の一、二一四九の一八から二一四九の二〇まで、二一四九の二六、二一四九の二七、二一四九の三九から二一四九の四一まで、二一四九の四七から二一四九の五七まで、二一四九の六〇、二一四九の六三から二一四九の六七まで、二一四九の七九から二一四九の八三まで、二一四九の八六、二一四九の八七
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び厚木市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月二十七日　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県加美郡加美町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、加美町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○防衛省告示第二百六十四号

自衛隊の使用する船舶の信号符字の付与を次のとおり告示する。

令和七年十一月二十七日　防衛大臣　小泉進次郎

信号符字	番号	名称	付与年月日
ＪＳＳＦ	五一八	そうげい	令和七年十月十四日

○防衛省告示第二百六十五号

自衛隊の使用する船舶の信号符字の取消しを次のとおり告示する。

令和七年十一月二十七日　防衛大臣　小泉進次郎

信号符字	番号	名称	取消年月日
ＪＳＴＹ	六八六	うくしま	令和七年十月八日

○関東地方整備局告示第二百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十一月二十七日　関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　立川都市計画道路事業九・六・一号多摩南北線及び福生都市計画道路事業九・六・一号多摩南北線
三　事業施行期間　自令和七年十一月二十七日至令和十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　なし
使用の部分　東京都東大和市上北台一丁目、芋窪五丁目及び芋窪六丁目並びに武蔵村山市緑が丘、神明三丁目、神明四丁目、神明一丁目、中央二丁目、中央一丁目、本町一丁目、本町二丁目、三ツ藤一丁目、三ツ木一丁目、三ツ木二丁目、岸一丁目及び中原三丁目並びに西多摩郡瑞穂町大字殿ケ谷字榎内川添、大字殿ケ谷字砂前川添、大字石畑字二本榎、大字石畑字砂前、大字武蔵、大字箱根ケ崎字狭山、大字箱根ケ崎字日光海道西及び大字箱根ケ崎字加藤塚地内

○関東地方整備局告示第二百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十一月二十七日　関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　福生都市計画道路事業三・四・四号新青梅街道線及び三・四・十号東京環状線
三　事業施行期間　自令和七年十一月二十七日至令和十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都西多摩郡瑞穂町大字武蔵、大字箱根ケ崎字狭山、大字箱根ケ崎字日光海道西及び大字箱根ケ崎字加藤塚地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十一月二十七日　関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年関東地方整備局告示第四百三十四号立川都市計画道路事業三・二・四号新青梅街道線
三　事業施行期間　自平成二十三年十二月一日至令和十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成二十三年関東地方整備局告示第四百三十四号、平成三十年関東地方整備局告示第百十六号及び令和六年関東地方整備局告示第百四十七号の事業地のうち東大和市芋窪六丁目及び武蔵村山市緑が丘において事業地を変更し、武蔵村山市学園二丁目を事業地に追加する。
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十一月二十七日　関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十八年関東地方整備局告示第十六号立川都市計画道路事業三・二・四号新青梅街道線
三　事業施行期間　自平成二十八年二月五日至令和十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成二十八年関東地方整備局告示第十六号及び令和四年関東地方整備局告示第十号の事業地のうち武蔵村山市学園二丁目及び神明一丁目において事業地を変更し、武蔵村山市学園三丁目を事業地から削除する。
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十一月二十七日　関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十七年関東地方整備局告示第二百十号立川都市計画道路事業三・二・四号新青梅街道線
三　事業施行期間　自平成二十七年三月三十一日至令和十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成二十七年関東地方整備局告示第二百十号及び令和三年関東地方整備局告示第五十七号の事業地のうち武蔵村山市榎三丁目及び本町一丁目において事業地を変更し、武蔵村山市三ツ藤一丁目を事業地に追加する。
使用の部分　平成二十七年関東地方整備局告示第二百十号及び令和三年関東地方整備局告示第五十七号の事業地から武蔵村山市榎三丁目及び本町一丁目を削除する。

○関東地方整備局告示第二百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十一月二十七日　関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十七年関東地方整備局告示第二百九号立川都市計画道路事業三・二・四号新青梅街道線
三　事業施行期間　自平成二十七年三月三十一日至令和十七年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　平成二十七年関東地方整備局告示第二百九号及び令和三年関東地方整備局告示第五十四号の事業地のうち武蔵村山市三ツ木一丁目及び三ツ藤三丁目において事業地を変更し、武蔵村山市三ツ木二丁目を事業地に追加し、武蔵村山市榎三丁目を事業地から削除する。
　使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十一月二十七日
関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十八年関東地方整備局告示第六十五号立川都市計画道路事業三・二・四号新青梅街道線
三　事業施行期間　自平成二十八年三月十五日至令和十七年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　平成二十八年関東地方整備局告示第六十五号及び令和四年関東地方整備局告示第十二号の事業地のうち武蔵村山市中原一丁目及び岸一丁目において事業地を変更し、武蔵村山市三ツ木一丁目を事業地に追加する。
　使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第二百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十一月二十七日
関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年関東地方整備局告示第二百四十三号福生都市計画道路三・四・四号新青梅街道線及び立川都市計画道路三・二・四号新青梅街道線
三　事業施行期間　自平成二十四年七月四日至令和十七年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　平成二十四年関東地方整備局告示第二百四十三号、平成三十一年関東地方整備局告示第百三十三号及び令和七年関東地方整備局告示第五十五号の事業地のうち西多摩郡瑞穂町大字武蔵及び大字石畑字二本榎において事業地を変更する。
　使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和七年十一月二十七日から二週間近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十七日
近畿地方整備局長　齋藤　博之

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　四十二号
㈢　指定する道路の部分

区間	幅員（メートル）	延長（キロメートル）
和歌山県日高郡日高川町大字小熊字弥谷六一〇五番三地内	〇・〇〇～四・九二	〇・〇一一
和歌山県日高郡日高川町大字小熊字牛谷六一五〇番二から同町大字小熊字光入二九六〇番三まで	〇・〇〇～五・八三	〇・〇一三
和歌山県日高郡日高川町大字小熊字光入二九六一番地内	〇・〇〇～一・〇三	〇・〇〇八
和歌山県日高郡日高川町大字小熊字別所谷六一八七番二地内	〇・〇〇～六・六九	〇・〇一三
和歌山県日高郡日高川町大字小熊字東兀六一九〇番一から同町大字小熊字東兀二六七四番まで	〇・〇〇～七・三六	〇・〇二五
和歌山県日高郡日高川町大字小熊字東兀二六七四番から同町大字小熊字東兀六一九一番四まで	〇・〇〇～三・八〇	〇・〇一七
和歌山県日高郡日高川町大字小熊字瀧之谷六一九三番三から同町大字小熊字瀧之谷六一九三番一二まで	〇・〇〇～三・五七	〇・〇一〇
和歌山県日高郡日高川町大字土生字下ノ谷六二四四番一から同町大字土生字下ノ谷六二四三番一まで	〇・〇〇～一・二八	〇・〇六六
和歌山県日高郡日高川町大字土生字下ノ谷五一二番一から同町大字土生字下ノ谷五〇四番三まで	〇・〇〇～九・二五	〇・〇一〇
和歌山県日高郡日高川町大字土生字打谷六二六一番一から同町大字土生字打谷六二六〇番五まで	〇・〇〇～六・六六	〇・〇〇七
和歌山県日高郡日高川町大字中津川字高岸一六〇三番一地内	〇・〇〇～七・〇九	〇・〇一〇
和歌山県日高郡日高川町大字中津川字東岸一六〇二番一地内	〇・〇〇～六・四三	〇・〇〇九
和歌山県有田郡広川町大字上津木字北垣内一三八一番一から同町大字上津木字北垣内一三八四番まで	〇・〇〇～四・一四	〇・〇〇九
和歌山県有田郡広川町大字上津木字北垣内一三八四番から同町大字上津木字北垣内一三八七番三まで	〇・〇〇～七・九四	〇・〇七二
和歌山県有田郡広川町大字上津木字北垣内一四五〇番一から同町大字上津木字北垣内一四五一番一まで	〇・〇〇～二・〇四	〇・〇〇五
和歌山県有田郡広川町大字河瀬字横縄手七九番二から同町大字河瀬字横縄手七九番六まで	〇・〇〇～一・〇四	〇・〇〇九
和歌山県有田郡広川町大字井関字新開六〇五番一地内	一〇・四六	〇・〇〇五
和歌山県有田郡広川町大字井関字新開六〇六番五地内	〇・〇〇～一三・五六	〇・〇二〇
和歌山県有田郡広川町大字井関字先開一二番一地内	〇・〇〇～二二・四七	〇・〇一四
和歌山県有田郡広川町大字井関字先開三六番一地内	〇・〇〇～二五・二五	〇・〇一一
和歌山県有田郡広川町大字殿字十郎三二番一地内	〇・〇〇～〇・九六	〇・〇一二
和歌山県有田郡広川町大字柳瀬字水ケ谷三四七番一地内	一・四六～五・八九	〇・〇〇四
和歌山県有田郡広川町大字柳瀬字水ケ谷三四七番一から同町大字柳瀬字水ケ谷三七一番一まで	〇・〇〇～四・一〇	〇・〇二三
和歌山県有田郡湯浅町大字山田字段三七五番二から同町大字山田字段三七五番一まで	〇・〇〇～八・二六	〇・〇二一
和歌山県有田郡湯浅町大字山田字段三七五番一地内	〇・〇〇～〇・三九	〇・〇〇一
和歌山県有田郡有田川町大字奥字大谷三七三番一地内	〇・〇〇～一・八六	〇・〇三五
和歌山県有田郡有田川町大字水尻字堂ケ谷一三八一番一地内	〇・九五～〇・九六	〇・〇〇二

㈣　指定する期日　令和七年十一月二十七日

○近畿地方整備局告示第百十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和七年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十七日
近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十八号	大野市堂本二五字石倉口三六番二から同市蕨生一〇三字城ノ跡五番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月二十七日

○四国地方整備局告示第六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十七日　四国地方整備局長　豊口　佳之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百九十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
今治市長沢字宮ノ前甲三七四番二から西条市小松町新屋敷字西町裏甲五二七番一まで	前	A　八・八〇～六・九〇（メートル）	一三・四八五（キロメートル）	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B・C　一〇・七〇～二五・〇〇	一二・七七一	
		A　八・八〇～六・九〇	一三・四八五	
		B・C　一〇・七〇～二五・〇〇	一二・七七一	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局、同局松山河川国道事務所、西日本高速道路株式会社四国支社及び同社愛媛工事事務所

○四国地方整備局告示第六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十七日から二週間四国地方整備局、同局松山国道事務所、西日本高速道路株式会社四国支社及び同社愛媛工事事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十七日　四国地方整備局長　豊口　佳之

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　百九十六号

三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
今治市長沢字武反地山乙二〇二番二六から同市孫兵衛作字胡摩々谷乙二八番三まで	○・○～八七・三○（メートル）	○・六○四（キロメートル）

四　指定する期日　令和七年十一月二十七日

○四国地方整備局告示第六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十七日　四国地方整備局長　豊口　佳之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十六号	今治市長沢字武反地山乙二〇〇番二六から同市孫兵衛作字胡摩々谷乙二九番三まで	四国地方整備局、同局松山河川国道事務所、西日本高速道路株式会社四国支社及び同社愛媛工事事務所

供用開始の期日　令和七年十一月二十七日

国会事項

衆議院

衆議院規則の一部を改正する規則

衆議院規則の一部を改正する規則は、十一月二十五日次のとおり議決された。

衆議院規則の一部を改正する規則

衆議院規則の一部を次のように改正する。

第百八十五条第一項中「議員が」の下に「配偶者の出産、育児、看護、介護、不妊治療に係る通院その他」を加え、「附し」を「付し」に改める。

要求書受領

十一月二十五日、内閣から、食品安全委員会委員に春日文子を任命したいので、食品安全基本法第二十九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、個人情報保護委員会委員に藤村明子（大西明子）、木田俊昭、藤井英治及び新保史生を任命したいので、個人情報の保護に関する法律第百三十四条第三項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、証券取引等監視委員会委員長に中原亮一を、同委員に加藤さゆり（高田さゆり）及び橋本尚を任命したいので、金融庁設置法第十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、電気通信紛争処理委員会委員に笠井之彦、三尾美枝子、小塚荘一郎、中條祐介及び前原賀代（小川賀代）を任命したいので、電気通信事業法第百四十七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、電波監理審議会委員に大久保哲夫を任命したいので、電波法第九十九条の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に岩井睦雄、前田香織（相原香織）及び榊原陽子を任命したいので、放送法第三十一条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、中央更生保護審査会委員に久保美紀を任命したいので、更生保護法第六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、運輸審議会委員に堀川義弘及び大石美奈子を任命したいので、国土交通省設置法第十八条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、運輸安全委員会委員に堂園正人、古川敦、大野寛之（藤城寛之）、鈴木美緒及び新妻実保子を任命したいので、運輸安全委員会設置法第八条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、公害健康被害補償不服審査会委員に星景子を任命したいので、公害健康被害の補償等に関する法律第百十三条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

議決通知

十一月二十五日築山事務総長から船田裁判官弾劾裁判所裁判長及び小林参議院事務総長宛、本院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を次のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨通知した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

黒岩　宇洋（階猛の補欠）

鈴木　義弘（円より子の補欠）

同予備員

第四　浦野　靖人（三木圭恵の補欠）

又同日築山事務総長から上川裁判官訴追委員会委員長及び小林参議院事務総長宛、本院は裁判官訴追委員及び同予備員を次のとおり補欠選任し、予備員の職務を行う順序は、武村展英を第一順位とし、坂本祐之輔を第四順位とし、猪口幸子を第五順位とし、第四順位の予備員である吉川元を第二順位とした旨通知した。

裁判官訴追委員

柴山　昌彦（平口洋の補欠）

本田　太郎（田所嘉**徳**の補欠）

青柳陽一郎（黒岩宇洋の補欠）

向山　好一（西岡秀子の補欠）

同予備員

武村　展英（井野俊郎の補欠）

猪口　幸子（阿部弘樹の補欠）

坂本祐之輔（青柳陽一郎の補欠）

選出通知

十一月二十五日本院は検察官適格審査会委員予備委員を次のとおり選挙した旨内閣に通知した。

検察官適格審査会委員予備委員

高見　康裕（後藤茂之の予備委員）

平沼正二郎（齋藤健の予備委員）

指名通知

十一月二十五日本院は日本ユネスコ国内委員会委員に衆議院議員永岡桂子及び同宮内秀樹を指名した旨内閣に通知した。

又同日本院は国土審議会委員に衆議院議員馬淵澄夫及び同津村啓介を指名した旨内閣に通知した。

又同日本院は国土開発幹線自動車道建設会議委員に衆議院議員**逢**沢一郎及び同小林鷹之を指名した旨内閣に通知した。

委員推薦通知

十一月二十五日、議長は、国土審議会特別委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

（北海道開発分科会）　東　国幹

（豪雪地帯対策分科会）　加藤　鮎子

和田有一朗

（離島振興対策分科会）　橘　慶一郎

武部　新

議案提出

十一月二十五日委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

自動車税及び軽自動車税の環境性能割並びに自動車税及び軽自動車税の種別割の税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案（向山好一外一名提出）

自動車重量税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案（田中健外一名提出）

衆議院規則の一部を改正する規則案（議院運営委員長提出）

議案送付

十一月二十五日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（第二百十八回国会衆法第一号）

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案

質問書提出

十一月二十五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

盛土規制法上の「土地の形質の変更」に関する質問主意書（松尾明弘提出）

質問書転送

十一月二十五日次の質問主意書を内閣に転送した。

ＳＯＲＡ２と著作権法第三十条の四に関する再質問主意書

文化庁が「クリエーターや権利団体はＡＩ技術や契約の知見が乏しい」と発言したとの報道に関する再質問主意書

食料品の消費税ゼロ化に係る「ＰＯＳレジシステム改修」を巡る説明の真偽に関する質問主意書

不登校児童生徒支援に関する質問主意書

教員による盗撮・わいせつ事件の多発に伴う学校安全対策に関する質問主意書

衆議院における比例代表のみを対象とする定数削減の是非に関する質問主意書

日米政府の戦略的投資イニシアティブにおけるキャッシュフロー分配に関する質問主意書

公益通報者保護法に関する再質問主意書

日本国との平和条約第十一条に関する質問主意書

答弁書受領

十一月二十五日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員藤原規眞提出仮装身分捜査の検挙実績等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員斉藤鉄夫提出存立危機事態に関する質問に対する答弁書

衆議院議員斉藤鉄夫提出非核三原則に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松尾明弘提出「責任ある積極財政」に関する質問に対する答弁書

参　議　院

議案提出

十一月二十五日議員から次の議案が提出された。

防諜に関する施策の推進に関する法律案（神谷宗幣外四名発議）（参第四号）

特定秘密の保護に関する法律及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の一部を改正する法律案（神谷宗幣外四名発議）（参第五号）

また、同日衆議院から次の議案が提出された。

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（第二百十八回国会衆第一号）

議案受領

十一月二十五日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一号）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二号）

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案（閣法第三号）

議案付託

十一月二十五日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（第二百十八回国会衆第一号）　財政金融委員会に付託

質問主意書転送

十一月二十五日次の質問主意書を内閣に転送した。

木更津駐屯地に暫定配備されていたオスプレイに関する質問主意書（青木愛提出）（第四〇号）

オスプレイを含めた防衛装備品のプロジェクト管理に関する質問主意書（青木愛提出）（第四一号）

今後の木更津駐屯地における日米オスプレイの共通整備基盤に関する質問主意書（青木愛提出）（第四二号）

小泉防衛大臣の記者会見における「整理」発言に関する質問主意書（青木愛提出）（第四三号）

ミャンマー国民和解担当日本政府代表の基本姿勢に関する質問主意書（伊勢崎賢治提出）（第四四号）

「外国人が増えると犯罪が増える」という情報に係る政府の認識に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第四五号）

原子力潜水艦の保有の検討に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第四六号）

闘犬と動物愛護・動物福祉に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第四七号）

要求書受領

十一月二十五日内閣から、左記の者を食品安全委員会委員に任命したいので、食品安全基本法第二十九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（令和八年一月六日任期満了の山本茂貴の後任）　春日　文子

また、同日内閣から、左記の者を個人情報保護委員会委員に任命したいので、個人情報の保護に関する法律第百三十四条第三項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（令和八年一月三十一日任期満了の浅井祐二の後任）　藤村　明子（大西　明子）

（同日任期満了の大島周平の後任）　木田　俊昭

（同日任期満了の梶田恵美子の後任）　藤井　英治

（同日任期満了の髙村浩の後任）　新保　史生

また、同日内閣から、左記の者を証券取引等監視委員会委員長及び同委員に任命したいので、金融庁設置法第十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（十二月十二日任期満了による再任）（委員長）　中原　亮一

（同日任期満了による再任）（委員）　加藤さゆり（高田さゆり）

（同日任期満了による再任）（同）　橋本　尚

また、同日内閣から、左記の者を電気通信紛争処理委員会委員に任命したいので、電気通信事業法第百四十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（十二月二日任期満了の田村幸一の後任）　笠井　之彦

（同日任期満了による再任）　三尾美枝子

（同日任期満了による再任）　小塚荘一郎

（同日任期満了による再任）　中條　祐介

（同日任期満了による再任）　前原　賀代（小川　賀代）

また、同日内閣から、左記の者を電波監理審議会委員に任命したいので、電波法第九十九条の三第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（十二月二十四日任期満了による再任）　大久保哲夫

また、同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命したいので、放送法第三十一条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（十二月十日任期満了の礒山誠二の後任）　岩井　睦雄

（同日任期満了による再任）　前田　香織

（相原　香織）

（同日任期満了の水尾衣里の後任）　榊原　陽子

また、同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委員に任命したいので、更生保護法第六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（十二月二十四日任期満了の伊藤冨士江の後任）　久保　美紀

また、同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命したいので、国土交通省設置法第十八条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（十二月五日任期満了による再任）　堀川　義弘

（同日任期満了による再任）　大石美奈子

また、同日内閣から、左記の者を運輸安全委員会委員に任命したいので、運輸安全委員会設置法第八条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（十二月五日任期満了の丸井祐一の後任）　堂園　正人

（同日任期満了の奥村文直の後任）　古川　敦

（十二月二十五日任期満了の石田弘明の後任）　大野　寛之

（藤城　寛之）

（十二月五日任期満了による再任）　鈴木　美緒

（同日任期満了による再任）　新妻実保子

また、同日内閣から、左記の者を公害健康被害補償不服審査会委員に任命したいので、公害健康被害の補償等に関する法律第百十三条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（十二月二日任期満了による再任）　星　景子

人事異動

警察庁

（警察庁警備局付）警視長　吉田　知明

警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長を命ずる

（警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策・調整担当））警視監　江口　有隣

警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長事務取扱を免ずる（以上十一月七日）

叙位・叙勲

○叙位

（大阪府立大学名誉教授）

正四位に叙する　岩田　耕一

正五位に叙する　浅井　三郎

従五位に叙する（各通）　大石　隆一　佐久間未雄　高橋　重夫

正六位に叙する（各通）　木下　弘　舘山　勝治

青木　隆尚　畔田　賢一　狩谷　諭

北島　宏　木山　富男　黒澤　愈

高橋　庫一　田嶋　庄一　沼田　清美

蓮井　省治　服部榮次郎　松井　熊夫

光武　新人　安井　千明　安友　進市

従六位に叙する（各通）　笹本　未光　矢ケ部伸善

正七位に叙する（各通）

（准陸尉）　伊崎　和之

高木兵五郎

従七位に叙する（各通）（以上十月十六日）　村山　富市

正二位に叙する

大平　順二　長田喜代廣

正六位に叙する（各通）　池田　良　石丸　英二　三上　邦重

村上　哲　村上　彪　梨澤　節三

山敷　芳久　森　政行

従六位に叙する（各通）　川崎　正弘　田中　周作

正七位に叙する（各通）　岩崎　博二　大石　一雄

川浦　正利　重松　太郎

従七位に叙する（各通）（以上十月十七日）

（京都大学名誉教授）

従四位に叙する　原田　修　政池　明

正五位に叙する（各通）　宮内　雪夫

石坂　岩夫　佐々木英明　清野　力二

瀬川　清　三浦　峻　山口　義文

正六位に叙する（各通）　安藤　衛　大澗　佑誠　樫本　寛二

木下　善藏　栗巣　文俊　鈴木　和一

関口　亘　長谷川幸子　畑　智

山本　博久

従六位に叙する（各通）　金子陽一郎　杉山　敏政

細川　正　水上　隆輔

正七位に叙する（各通）　立花　秀美

従七位に叙する（以上十月十八日）

（九州大学名誉教授）

（明石工業高等専門学校名誉教授）　岩元　久雄

従四位に叙する（各通）　近藤　昌彦

正五位に叙する　海老原淳二

石川　久一　桑原　昭二

安田　末廣　柳川　邦彦

従五位に叙する（各通）　橋本　友康

染谷　栄一　永田　實治　吉田長兵衛

松村　純一　谷内　静雄

正六位に叙する（各通）　江川　登

弥永　巧　植元　敏光　小野寺　正

尾江　哲　大久保吉喜　斉藤　昭治

木村　豊　小森　利行　永田　兼一

関　博保　竹中　忠道　山田　美光

西山　大明　野呂　敏秋

従六位に叙する（各通）　瓜生　俊一　清水　政一

正七位に叙する（各通）　豊田　貞雄　牧野　榮次

従七位に叙する（各通）（以上十月十九日）　関谷　和義

正六位に叙する　猪股　達志　木村　成年

正七位に叙する（各通）　横尾　嘉明

従七位に叙する（以上十月二十日）　松井　延夫

従五位に叙する　菊池　勇

正七位に叙する（以上十月二十一日）　山下　英樹

正七位に叙する（十月二十二日）　杉本　正己

従六位に叙する（十月二十三日）　田中冨美男

正七位に叙する（十月二十五日）

○叙勲

大勲位菊花大綬章を授ける（十月十七日）　村山　富市

光武　新人　安井　千明

旭日双光章を授ける（各通）　西谷　一廣　堀内　義弘

旭日単光章を授ける（各通）（以上十月十六日）　花田　英一

（北海道上ノ国町議会副議長）

旭日単光章を授ける（十月十七日）　高橋　邦夫

旭日単光章を授ける（十月十八日）　黒山　茂

旭日単光章を授ける（十月十九日）　大石　隆一　木下　弘

畔田　賢一　高橋　重夫　舘山　勝治

笹本　未光　矢ケ部伸善　安友　進市

松井　熊夫

瑞宝双光章を授ける（各通）　伊崎　和之

（准陸尉）　今井　道治　河田　邦夫

下園　廣海　千葉　智章

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十六日）

石丸　英二　大平　順二
長田喜代廣　三上　邦重
瑞宝双光章を授ける（各通）（十月十七日）
（京都大学名誉教授）　政池　明
瑞宝中綬章を授ける
山本　博久
瑞宝小綬章を授ける
石坂　岩夫　佐々木英明　瀬川　清
関口　亘　畑　智　山口義文
瑞宝双光章を授ける（各通）
大澗　佑誠　栗巣　文俊　野口　幸一
細川　正　水上　隆輔
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十八日）
（九州大学名誉教授）　岩元　久雄
瑞宝小綬章を授ける
尾江　哲　木村　豊　清水　政一
関　博保　染谷　栄一　谷内　静雄
吉田長兵衛
瑞宝双光章を授ける（各通）
弥永　巧　小森　利行
豊田　貞雄　牧野　榮次
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十九日）
関谷　和義
瑞宝双光章を授ける（十月二十日）
菊池　勇
瑞宝単光章を授ける（十月二十一日）
山下　英樹
瑞宝単光章を授ける（十月二十二日）

官庁報告

労　　働

最低賃金の改正決定に関する公示

岡山労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県鉄鋼業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月27日

岡山労働局長　森實久美子

第４号中「１時間1,102円」を「１時間1,166円」に改める。

国 家 試 験

令和８年測量士試験及び測量士補試験の施行

測量法（昭和24年法律第188号）に基づく測量士試験及び測量士補試験の施行について、測量法施行規則（昭和24年建設省令第16号）第９条の19の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年11月27日

国土交通大臣　金子　恭之

1　試験日時及び試験地

⑴　試験日時

ア　測量士試験　令和８年５月17日（日）午前10時から午後４時まで（午後０時30分から午後１時30分まで休憩）。

イ　測量士補試験　令和８年５月17日（日）午後１時30分から午後４時30分まで。

⑵　試験地　北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県

なお、会場確保の都合上、やむを得ず近隣府県に試験会場を変更又は追加する場合がある。

2　受験手続

⑴　受験願書受付場所　国土地理院総務部総務課（〒305―0811　茨城県つくば市北郷１番）

⑵　受験願書受付期間及び時間

ア　受付期間　令和８年１月５日（月）から同年１月22日（木）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に定める行政機関の休日には、事務を行わない）。

イ　受付時間　午前８時30分から午後５時15分まで。ただし、追跡できる郵送の場合は１月22日（木）までの日付の消印があるものに限り受け付ける（追跡できない郵送（普通郵便、後納郵便、別納郵便など）の場合は１月22日（木）までに必着とする）。

⑶　受験願書用紙等の交付　受験願書用紙及び受験案内は、令和７年12月17日（水）から、次の場所において交付する。

郵送により請求する場合は、封筒の表に「願書請求○部」と朱書きし、宛先明記の返信用封筒（角形２号以上）に必ず所要の切手を貼ったものを同封すること。

ただし、都道府県の土木関係部局の主務課及び公益社団法人日本測量協会本部及び各支部では郵送の取扱いはしない。

国土地理院（〒305―0811　茨城県つくば市北郷１番）

国土地理院北海道地方測量部（〒060―0808　札幌市北区北８条西２丁目１番１号　札幌第１合同庁舎）

国土地理院東北地方測量部（〒983―0842　仙台市宮城野区五輪１丁目３番15号　仙台第３合同庁舎）

国土地理院関東地方測量部（〒102―0074　東京都千代田区九段南１丁目１番15号　九段第２合同庁舎）

国土地理院北陸地方測量部（〒930―0856　富山市牛島新町11番７号　富山合同庁舎）

国土地理院中部地方測量部（〒460―0001　名古屋市中区三の丸２丁目５番１号　名古屋合同庁舎第２号館）

国土地理院近畿地方測量部（〒540―0008　大阪市中央区大手前４丁目１番76号　大阪合同庁舎第４号館）

国土地理院中国地方測量部（〒730―0012　広島市中区上八丁堀６番30号　広島合同庁舎２号館）

国土地理院四国地方測量部（〒760―0019　高松市サンポート３番33号　高松サンポート合同庁舎）

国土地理院九州地方測量部（〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２丁目11番１号　福岡合同庁舎）

国土地理院沖縄支所（〒900―0006　那覇市おもろまち２丁目１番１号　那覇第２地方合同庁舎１号館）

各都道府県の土木関係部局の主務課（郵送の取扱いはしない）

公益社団法人日本測量協会本部及び各支部（郵送の取扱いはしない）

⑷　電子申請システムによる手続　e―Gov 電子申請により提出する。

3　合格発表及び通知

測量士試験は令和８年７月９日（木）、測量士補試験は同年６月25日（木）に国土地理院ホームページにおいて合格者の受験番号、合格者数及び合格率を掲載するほか、全受験者宛てに試験の結果（合否）を通知する。

4　試験問題等の公表

試験日の翌日以降、試験問題、解答を国土地理院ホームページに掲載する。なお、択一式の試験の解答については、試験問題と同時に掲載する。

5　その他

⑴　試験会場については、受験票を送付する際に通知する。

⑵　住所・氏名・試験地に変更がある場合は、変更届に必要事項を記入し、ホームページに掲載されたメール又は郵送で提出すること。

試験地の変更については、令和８年３月26日（木）までに、住所・氏名の変更については令和８年６月１日（月）までに届け出たものに限り認める。

6　試験に関する照会先

国土地理院総務課試験登録係（〒305―0811　茨城県つくば市北郷１番）　電話番号029（864）8214、8248　ホームページhttps://www.gsi.go.jp/

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年11月27日

国土交通大臣　金子　恭之

種　　類	地図情報レベル	実施時期	区　域	摘　　要
点群データ	500	令和７年度	北海道、東北、関東及び北陸の一部地域	令和７年11月版

備考　刊行日　令和７年11月28日

新たに基本測量の測量成果を得た区域は、国土地理院ホームページ（https://www.gsi.go.jp/gazochosa/tengun.html）において供する。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、山口労働局の関係労働者を代表する者岡﨑博幸の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和７年11月27日

厚生労働大臣　上野賢一郎

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の労働者が加入している労働者の団体であって、山口労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　令和７年12月８日

4　推薦書及び添付書類提出先　山口労働局労働基準部労災補償課

様式

令和　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

㈜１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

（備考）

１　提出部数は正副２通とすること。

２　履歴書２通を添付すること。

今般、千葉労働局の関係労働者を代表する者等々力康広の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格のある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和７年11月27日

厚生労働大臣　上野賢一郎

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者の団体であって、千葉労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

3　推薦締切日　令和７年12月10日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　千葉労働局職業安定部職業安定課

別紙様式

令和　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

㈜１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

法務省告示第百四十六号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

令和七年十一月二十七日

法務大臣　平口　洋

住所　北海道釧路市
　ス・ス・ナイン　平成４年10月15日生
住所　東京都武蔵野市
　呉宛昕　昭和62年１月22日生
住所　茨城県日立市
　マニメル・ワドゥ・サハン・ドゥラーラ　平成２年８月10日生
住所　栃木県小山市
　ナイーム・アリ・カン　平成４年10月５日生
　ファラズ・カン　令和５年６月14日生
住所　福島県郡山市
　シオリ・ダシリョ・ヤマモト　平成18年10月20日生
住所　千葉県野田市
　クマーラシンハ・ヘッチ・アーラッチゲ・サミール・チャンダナ・クマーラシンハ　昭和57年５月１日生
　クマーラシンハ・ヘッチ・アーラッチゲ・セツム・バーシル・クマーラシンハ　平成31年２月３日生
住所　千葉県野田市
　鄭大衛　平成23年11月15日生
住所　三重県四日市市
　エステル・マリ・シラス・ナカムラ　平成10年９月29日生
住所　東京都江東区
　鄭旭　平成４年５月６日生
住所　福井市
　金仁善　昭和47年８月19日生
住所　大分県中津市
　李美紗愛　昭和35年７月１日生
　呉瑛未　平成３年６月20日生
　呉勇気　平成７年４月10日生
住所　福岡市西区
　呉翔玄　平成元年３月20日生
住所　千葉県東金市
　孫国松　昭和54年10月13日生
　張冰　昭和54年７月14日生
　孫家承　平成26年４月11日生
住所　東京都北区
　頼玉林　昭和64年１月５日生
住所　東京都杉並区
　周**荃**　昭和63年６月28日生
住所　東京都新宿区
　スミット・シルワル　平成８年12月５日生
住所　福岡市東区
　閏平　昭和61年１月７日生
　王声浩　平成25年７月17日生
住所　東京都江戸川区
　ディ・シルバー・ペッターワデゥ・カスニ・ワーサナ　昭和61年８月28日生
住所　大阪市東住吉区
　楊睿昕　平成７年９月22日生
住所　千葉市若葉区
　銭蕊　昭和62年２月５日生
住所　東京都江戸川区
　王秀　昭和60年９月10日生
　林聖芳　昭和60年６月28日生
住所　東京都台東区
　鄂巍　平成７年５月14日生
住所　千葉県流山市
　ゴパル・セレスタ　平成５年４月10日生
住所　東京都北区
　シャラン・バニヤ　昭和59年１月28日生
住所　札幌市北区
　ガブリエル・リュウイチ・コウチ　平成16年１月13日生
住所　岡山県都窪郡早島町
　張一心　平成30年10月10日生
住所　東京都世田谷区
　曺美穂　昭和44年５月27日生
住所　浜松市中央区
　グエン・ホアン・イー・ミ　平成12年11月５日生
住所　東京都江東区
　李安悦　平成７年６月21日生
住所　大阪市天王寺区
　金勇峰　昭和57年２月20日生
住所　大阪市中央区
　董凱源　昭和59年９月17日生
住所　堺市東区
　張輝　平成３年２月14日生
　チョウ・シキ　令和５年１月16日生
　チョウ・ショウ・キ　令和７年３月19日生
住所　東京都世田谷区
　鄧虹　昭和40年11月18日生
住所　東京都北区
　デロワル・ホセイン　平成元年４月13日生

住所　東京都調布市
盛文釗　平成５年２月７日生
住所　東京都調布市
蘇俊華　平成５年６月21日生
住所　千葉県松戸市
胡俊傑　平成７年５月11日生
住所　愛知県知多郡武豊町
マルシオ・タカシ・タカタ　昭和46年11月15日生
住所　札幌市東区
阿力木江買買提　昭和60年５月20日生
熱薩来提阿布都熱合曼　昭和59年４月９日生
熱法德阿力木江　平成30年３月20日生
熱亜德阿力木江　令和３年３月11日生
住所　静岡県牧之原市
張連英　昭和52年６月25日生
住所　東京都足立区
林灩茲　平成18年３月７日生
住所　東京都台東区
謝秀蘭　昭和57年10月30日生
趙宇　平成21年３月16日生
趙程　平成23年５月20日生
住所　東京都墨田区
リアド・ホセイン　昭和60年６月25日生
住所　東京都荒川区
李茜娟　昭和58年１月23日生
住所　東京都葛飾区
史恒志　昭和51年６月13日生
史鈺恬　平成17年12月20日生
史鈺澄　平成27年９月30日生
住所　東京都足立区
張晶晶　平成７年５月15日生
住所　東京都台東区
斉世可　平成元年７月４日生
住所　福岡市中央区
陳齢　昭和43年６月30日生
住所　福岡市西区
キンキンミョーキョー　平成４年７月27日生
住所　東京都足立区
アルミダ・タングラオ・アラタメ　昭和58年10月13日生
住所　東京都品川区
ノ・ポ・ポ　昭和42年９月28日生
エイ・ジン・タン　平成13年10月31日生
ヘイン・ミン・タン　平成20年３月27日生
住所　東京都江東区
崔英蘭　昭和62年２月10日生
住所　東京都板橋区
郭秀嘉　平成12年12月12日生
住所　名古屋市南区
ラファエリ・ベルトリ・ナカモト　平成17年11月９日生
住所　愛知県犬山市
エリザ・ミスズ・カリヤ　平成12年１月25日生
住所　東京都足立区
付尤美　平成26年３月１日生
住所　東京都足立区
付尤嘉　平成28年８月２日生
住所　東京都武蔵野市
アル・エ・スジョン　昭和61年１月１日生

公　告

諸　事　項

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　株式会社オンアド
２．住所　東京都墨田区錦糸一丁目２番１号　アルカセントラル18階
３．代表者の氏名　代表取締役　田部　久貴
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第3322号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、令和８年５月27日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
令和７年11月27日
関東財務局長　後藤　健二

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　株式会社aiQ
２．住所　東京都千代田区東神田１－10－６　幸保第２ビル10Ｆ
３．代表者の氏名　代表取締役　山本　裕樹
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第3353号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、令和８年５月27日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
令和７年11月27日
関東財務局長　後藤　健二

工 場 財 団

愛知県田原市緑が浜二号２番地52**田原バイオマスパワー合同会社**の工場財団に愛知県田原市緑が浜二号２番地52田原バイオマス発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
令和７年11月27日　名古屋法務局豊橋支局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和７年（家）第８１１６７号
堺市中区深井水池町3241番地１　302号
申立人　松本　恒彦
本籍大阪府東大阪市鴻池徳庵町1094番地１、最後の住所大阪府東大阪市俊徳町２丁目６番８号ユーハイム俊徳207号、死亡の場所大阪府東大阪市、死亡年月日令和６年５月31日、出生の場所大阪府中河内郡盾津村、出生年月日昭和14年７月10日、職業無職
被相続人　亡　松本　好司
大阪市北区西天満３丁目６番３号　西天満福岡ビル３階３－Ａ
相続財産清算人　弁護士　門松　真由
催告期間満了日　令和８年６月29日
大阪家庭裁判所

令和７年（家）第８１２１０号
大阪府守口市大久保町１丁目50番23号
申立人　足立　陽子
本籍大阪府守口市大久保町１丁目84番地、最後の住所大阪府守口市大久保町１丁目33番３号、死亡の場所大阪府守口市、死亡年月日平成22年５月29日、出生の場所広島県甲奴郡吉野村、出生年月日大正４年３月31日、職業無職
被相続人　亡　向　　勝一
大阪府高槻市高槻町11番７号　阪口ビル203
相続財産清算人　弁護士　田中　紀子
催告期間満了日　令和８年６月29日
大阪家庭裁判所

令和７年（家）第８１３２６号
大阪府門真市栄町19番６号
申立人　プロパレス門真Ⅱアリア管理組合
本籍大阪府門真市栄町19番、最後の住所大阪府門真市栄町19番６－1201号、死亡の場所大阪府大阪市福島区、死亡年月日令和４年２月17日、出生の場所大阪府寝屋川市、出生年月日昭和49年11月16日、職業不明
被相続人　亡　松井圭一郎
大阪市中央区本町２丁目６番８号センバ・セントラルビル２階
相続財産清算人　弁護士　小坂　直義
催告期間満了日　令和８年６月29日
大阪家庭裁判所

令和７年（家）第８１３４６号
大阪市中央区高麗橋３丁目３番７号
申立人　大阪府農業信用基金協会
本籍大阪府東大阪市四条町594番地、最後の住所大阪府八尾市曙川東３丁目４番地の３、死亡の場所大阪府八尾市、死亡年月日令和５年７月７日、出生の場所大阪府東大阪市、出生年月日昭和45年７月２日、職業不明
被相続人　亡　今原　康裕
大阪市中央区北久宝寺町１－７－９　堺筋本町プラザビル306
相続財産清算人　弁護士　村上　彩子
催告期間満了日　令和８年７月１日
大阪家庭裁判所

令和７年（家）第１１５３号
島根県浜田市浅井町1580番地第二龍河ビル６階法テラス浜田法律事務所
申立人　大嶋　　功
本籍島根県浜田市弥栄町栃木334番地、最後の住所島根県浜田市弥栄町木都賀イ539番地１、死亡の場所島根県浜田市、死亡年月日令和７年３月29日、出生の場所島根県那賀郡黒沢村、出生年月日昭和９年８月19日、職業無職
被相続人　亡　石橋　トヨ
島根県浜田市田町116番６石見交通田町ビル２階みなみ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　南　　秀樹
催告期間満了日　令和８年６月15日
松江家庭裁判所浜田支部

令和７年（家）第５１１９号
岡山県笠岡市中央町36―１トピア駅前ビル３階
申立人　片岡　靖隆
本籍岡山県井原市芳井町与井346番地、最後の住所岡山県井原市下出部町７番地１ケアハウスつむぎ、死亡の場所岡山県井原市、死亡年月日令和７年３月15日、出生の場所岡山県後月郡芳井町、出生年月日昭和22年３月15日、職業無職
被相続人　亡　池田　孝道
岡山県笠岡市中央町36―１トピア駅前ビル３階備中綜合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　片岡　靖隆
催告期間満了日　令和８年６月５日
岡山家庭裁判所倉敷支部

令和７年（家）第３０１４号
兵庫県神戸市西区井吹台北町１丁目19番地613号
申立人　倉冨　　彰
本籍山口県山陽小野田市稲荷町８番、最後の住所山口県山陽小野田市稲荷町８番11号、死亡の場所山口県山陽小野田市、死亡年月日令和４年12月26日、出生の場所山口県小野田市、出生年月日昭和17年４月11日、職業無職
被相続人　亡　倉冨喜美代
事務所山口県宇部市常盤町１丁目６番46号大田・讃岐法律事務所
相続財産清算人　弁護士　大田　明登
催告期間満了日　令和８年６月１日
山口家庭裁判所船木出張所

令和７年（家）第１３７号
鹿児島県鹿児島市上福元町5884番地１
申立人　松元奈緒美
本籍鹿児島県姶良市下名2804番地、最後の住所鹿児島県姶良市加治木町木田1882番地南九州病院、死亡の場所鹿児島県姶良市、死亡年月日令和７年８月31日、出生の場所鹿児島県姶良郡姶良町、出生年月日昭和44年12月18日、職業無職
被相続人　亡　森　　正美
鹿児島県姶良市東餅田2490番地２岩井法律事務所
相続財産清算人　弁護士　岩井　作太
催告期間満了日　令和８年６月８日
鹿児島家庭裁判所加治木支部

令和７年（家）第７１７５号
福岡県筑紫野市二日市中央４丁目９番１号
申立人　大賀産業株式会社
本籍福岡県筑紫野市紫１丁目436番地１、最後の住所福岡県筑紫野市紫１丁目２番１―603号、死亡の場所福岡県筑紫野市、死亡年月日令和６年３月中旬頃、出生の場所福岡県直方市、出生年月日昭和28年４月28日、職業自営業
被相続人　亡　大野　享博
事務所福岡県福岡市中央区大名２丁目４番30号西鉄赤坂ビル７階
相続財産清算人　弁護士　吉村　哲夫
催告期間満了日　令和８年７月15日
福岡家庭裁判所

令和７年（家）第７２０６号
東京都新宿区西新宿１丁目22番２号
申立人　ミサワホーム不動産株式会社
本籍佐賀県唐津市肥前町田野丙７番地10、最後の住所福岡県太宰府市向佐野２丁目12番７号プリムローズＢ201号、死亡の場所福岡県筑紫野市、死亡年月日令和６年11月21日、出生の場所佐賀県東松浦郡入野村、出生年月日昭和28年５月４日、職業会社員
被相続人　亡　藤原ひづる
事務所福岡市東区箱崎３丁目８番７号
相続財産清算人　司法書士　吉田　昭夫
催告期間満了日　令和８年７月15日
福岡家庭裁判所

令和７年（家）第３０１９号
大分市大津町２丁目１番41号
申立人　社会福祉法人大分県社会福祉協議会
申立人手続代理人弁護士　三井　嘉雄
本籍大分県杵築市大字大片平1329番地、最後の住所大分県杵築市大字八坂2943番地26、死亡の場所大分県杵築市、死亡年月日令和７年６月６日、出生の場所大分県速見郡杵築町、出生年月日昭和８年６月26日、職業不詳
被相続人　亡　井上　眞弓
事務所大分県杵築市大字杵築1455番地７弁護士法人平山法律事務所杵築事務所
相続財産清算人　弁護士　平山　蒼太
催告期間満了日　令和８年６月13日
大分家庭裁判所杵築支部

令和７年（家）第９０４０号
北海道旭川市神楽１条８丁目３番10号
申立人　一般社団法人後見人支援機構
本籍北海道名寄市字弥生28番地、最後の住所旭川市春光台４条11丁目5244番地　やすらぎ園、死亡の場所北海道旭川市、死亡年月日令和７年３月５日、出生の場所北海道名寄市、出生年月日昭和37年２月７日、職業無職
被相続人　亡　牧野　幸文
旭川市花咲町４丁目上村合同事務所
相続財産清算人　上村修一郎
催告期間満了日　令和８年６月30日
旭川家庭裁判所

令和７年（家）第４０２１号
岩手県宮古市藤原２丁目６番21号
申立人　北村　賢次
本籍岩手県宮古市黒森町５番、最後の住所岩手県宮古市黒森町５番24号、死亡の場所岩手県宮古市、死亡年月日令和３年８月28日、出生の場所岩手県宮古市、出生年月日昭和30年８月８日、職業不詳
被相続人　亡　安江眞喜子
事務所岩手県下閉伊郡山田町八幡町12番８号
相続財産清算人　司法書士　貫洞　　厚
催告期間満了日　令和８年６月15日
盛岡家庭裁判所宮古支部

令和７年（家）第１０５０号
埼玉県川越市脇田本町10―10　ＫＪビル３階法テラス川越法律事務所
申立人　椎谷　玲香
本籍北海道寿都郡黒松内町字北作開番外地、最後の住所北海道寿都郡黒松内町字黒松内561番地１、死亡の場所北海道寿都郡黒松内町、死亡年月日令和３年12月22日、出生の場所北海道歌棄郡熱郛村、出生年月日昭和14年３月17日、職業無職
被相続人　亡　穴澤　　巖
北海道二海郡八雲町富士見町21番地１
相続財産清算人　弁護士　小松　真優
催告期間満了日　令和８年６月５日
函館家庭裁判所

令和７年（家）第２０１３０号
栃木県那須郡那須町大字寺子丙１―198
申立人　三森　　勲
本籍栃木県那須郡那須町大字寺子乙4006番地22、最後の住所栃木県鹿沼市貝島町5038番地５　ふるさとホーム鹿沼、死亡の場所栃木県鹿沼市、死亡年月日令和６年10月21日、出生の場所栃木県那須郡那須町、出生年月日昭和23年２月１日、職業無職
被相続人　亡　三森　敏夫
栃木県鹿沼市下田町１丁目871番地３
相続財産清算人　司法書士　佐伯　智子
催告期間満了日　令和８年６月５日
宇都宮家庭裁判所

令和７年（家）第７１３５号
長野県上田市中央２丁目５番７号
申立人　田村　友宣
本籍長野県長野市大字上駒沢1329番地13、最後の住所長野市大字上駒沢1329番地の13、死亡の場所長野県長野市、死亡年月日推定令和７年９月14日、出生の場所長野県長野市、出生年月日昭和56年６月１日、職業無職
被相続人　亡　田村　知子
長野市緑町1420番地11　萩原ビル２階山崎勝巳法律事務所
相続財産清算人　山崎　勝巳
催告期間満了日　令和８年６月５日
長野家庭裁判所

令和７年（家）第８６２号
愛知県碧南市入船町６―41
申立人　勝間田賢子
本籍愛知県碧南市築山町４丁目56番地、最後の住所愛知県碧南市築山町４丁目56番地、死亡の場所愛知県安城市、死亡年月日令和７年７月６日、出生の場所愛知県幡豆郡平坂町、出生年月日昭和18年９月１日、職業自営業
被相続人　亡　磯貝　　賢
愛知県西尾市城崎町３丁目１番地１安藤法律事務所
相続財産清算人　弁護士　安藤　芳朗
催告期間満了日　令和８年６月８日
名古屋家庭裁判所岡崎支部

令和７年（家）第１３３号
三重県名張市夏秋318番地１
申立人　夏秋区
本籍三重県名張市夏秋156番地、最後の住所三重県名張市夏秋156番地、死亡の場所三重県名張市、死亡年月日昭和17年７月20日、出生の場所三重県名張市、出生年月日明治43年９月22日、職業不詳
被相続人　亡　西浦　冨蔵
三重県名張市梅が丘南１番町91番地
相続財産清算人　土地家屋調査士　川口　浩司
催告期間満了日　令和８年５月29日
津家庭裁判所伊賀支部

令和７年（家）第４０４１号
山口県宇部市大字東岐波5664番地12
申立人　一般社団法人法人後見センターＥＮ代表者代表理事　安光　洋平
本籍山口県宇部市新町２番地10、最後の住所山口県宇部市新町５番16号、死亡の場所山口県宇部市、死亡年月日令和７年５月14日、出生の場所山口県宇部市、出生年月日昭和５年１月20日、職業無職
被相続人　亡　泉川　清子
山口県宇部市中央町１丁目10番２号東映宇部新川ビル５階
相続財産清算人　前田　琢治
催告期間満了日　令和８年５月31日
山口家庭裁判所宇部支部

令和７年（家）第３０１０５号
東京都中野区本町２丁目46番１号
申立人　エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
本籍静岡県富士市大淵174番地77、最後の住所茨城県ひたちなか市富士ノ上11番３号、死亡の場所茨城県ひたちなか市、死亡年月日令和５年12月24日夜頃、出生の場所静岡県庵原郡富士川町、出生年月日平成８年３月27日、職業不明
被相続人　亡　佐野　吉哉
茨城県ひたちなか市足崎1458―483　長谷川法律事務所
相続財産清算人　弁護士　長谷川陽一
催告期間満了日　令和８年６月４日
水戸家庭裁判所

令和７年（家）第９０８６号
長崎市魚の町４番１号
申立人　長崎市
本籍長崎県長崎市城山町１丁目14番地、最後の住所長崎市城栄町22番15号、死亡の場所長崎県長崎市、死亡年月日令和５年１月26日、出生の場所長崎県長崎市、出生年月日昭和26年11月４日、職業無職
被相続人　亡　平山　満二
長崎市小江原２丁目２番13号、事務所長崎市小江原２丁目６番１号
相続財産清算人　司法書士　宮川　　晃
催告期間満了日　令和８年６月１日
長崎家庭裁判所

令和７年（家）第３１６９号
熊本市東区小峯１丁目５番30号
申立人　松江　美佳
本籍熊本県熊本市中央区新大江３丁目23番地、最後の住所熊本県上益城郡御船町大字小坂2140番地１ヴィラささゆ、死亡の場所熊本県熊本市南区、死亡年月日令和７年８月15日、出生の場所熊本県熊本市、出生年月日昭和40年５月15日、職業無職
被相続人　亡　野口　祐子
熊本市中央区保田窪２丁目12番３号
相続財産清算人　司法書士　井上　広子
催告期間満了日　令和８年６月４日
熊本家庭裁判所

令和７年（家）第３２号
熊本県熊本市中央区水前寺６丁目18番１号
申立人　熊本県知事　木村　　敬
本籍熊本県天草郡坂瀬川村3552番地、最後の住所不明、死亡の場所満州國吉林省新京特別市、死亡年月日昭和11年11月15日、出生の場所熊本県天草郡、出生年月日明治44年２月16日、職業無職
被相続人　亡　江﨑千代野
事務所熊本県天草市亀場町食場784番地４
相続財産清算人　司法書士　上　　剛司
催告期間満了日　令和８年６月４日
熊本家庭裁判所天草支部

令和７年（家）第２０１１６号
栃木県宇都宮市西２丁目１番18号
申立人　㈱栃木銀行
本籍栃木県塩谷郡高根沢町大字花岡1531番地、最後の住所栃木県塩谷郡高根沢町大字花岡1531番地、死亡の場所栃木県宇都宮市、死亡年月日令和７年３月28日、出生の場所栃木県塩谷郡喜連川町、出生年月日昭和16年９月９日、職業不動産賃貸業
被相続人　亡　手塚　節子
栃木県宇都宮市小幡１丁目１番21号オノセビル２階茅島法律事務所
相続財産清算人　弁護士　茅島　和幸
催告期間満了日　令和８年５月31日
宇都宮家庭裁判所

令和７年（家）第５３５号
兵庫県宝塚市玉瀬字大岩谷１番地の81
申立人　藤野けい子
本籍兵庫県小野市大開町834番地27、最後の住所兵庫県小野市大開町834番地の27、死亡の場所兵庫県小野市、死亡年月日令和７年９月３日、出生の場所兵庫県小野市、出生年月日昭和36年３月５日、職業不明
被相続人　亡　岡本　　守
事務所兵庫県西脇市西脇990　西脇経済センタービル１階　西脇法律事務所
相続財産清算人　弁護士　矢野　耕司
催告期間満了日　令和８年５月29日
神戸家庭裁判所社支部

令和７年（家）第３００４７号
茨城県常陸太田市和田町1125―２
申立人　磯　真奈美
本籍茨城県水戸市河和田２丁目2213番地５、最後の住所茨城県水戸市河和田２丁目2213番地の５、死亡の場所茨城県水戸市、死亡年月日令和６年６月１日頃から９日頃までの間、出生の場所茨城県水戸市、出生年月日昭和42年１月11日、職業無職
被相続人　亡　堀口　良文
茨城県水戸市城南１―２―43ＮＫＣビル201くすの樹水戸法律事務所
相続財産清算人　弁護士　竹内　彩香
催告期間満了日　令和８年６月１日
水戸家庭裁判所

令和７年（家）第３００８８号
茨城県水戸市柳河町1071番地
申立人　小林　　廣
本籍茨城県ひたちなか市東石川３丁目32番地13、最後の住所茨城県水戸市酒門町4224番地の９、死亡の場所茨城県東茨城郡茨城町、死亡年月日令和７年２月11日、出生の場所茨城県北茨城市、出生年月日昭和38年５月16日、職業無職
被相続人　亡　直井　　望
茨城県水戸市大町２丁目１番26―207号　種田・鈴木法律事務所
相続財産清算人　弁護士　関山　英忠
催告期間満了日　令和８年６月４日
水戸家庭裁判所

令和７年（家）第３０１２３号
三重県亀山市関町泉ヶ丘1011番地177
申立人　田中　延弥
本籍東京都板橋区成増５丁目346番地、最後の住所茨城県鉾田市阿玉1098番地５、死亡の場所茨城県土浦市、死亡年月日令和４年12月23日、出生の場所茨城県結城郡結城町、出生年月日昭和23年３月４日、職業不明
被相続人　亡　駒野　繁男
三重県亀山市西丸町554番地７　サルビア司法書士事務所
相続財産清算人　司法書士　坂　　昌寛
催告期間満了日　令和８年６月４日
水戸家庭裁判所

令和７年（家）第７７２号
埼玉県秩父市阿保町12―５
申立人　阿保　佳子
本籍埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根1256番地、最後の住所埼玉県北葛飾郡杉戸町大字茨島731番地１特別養護老人ホームはなみずき、死亡の場所埼玉県幸手市、死亡年月日平成28年12月８日、出生の場所埼玉県北葛飾郡堤郷村、出生年月日昭和６年６月18日、職業無職
被相続人　亡　岩浪　　博
事務所埼玉県越谷市弥生町１番４号越谷弥生ビル４階弁護士法人ポラリス税務法律事務所
相続財産清算人　弁護士　古荘　草太
催告期間満了日　令和８年６月５日
さいたま家庭裁判所越谷支部

令和７年（家）第３０３３２号
東京都千代田区平河町２丁目５番２―1003号
申立人　宮吉　正人
本籍千葉県市原市今富625番地、最後の住所千葉県市原市今富625番地、死亡の場所千葉県市原市、死亡年月日令和２年５月26日、出生の場所千葉県市原郡海上村、出生年月日昭和24年10月８日、職業歯科医師
被相続人　亡　千葉　精春
事務所千葉市中央区中央３丁目10番４号マーキュリー千葉９階　みどり総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　島﨑　嘉成
催告期間満了日　令和８年６月１日
千葉家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和７年（家）第６５５号

茨城県神栖市平泉東１丁目64番182号ミヨヒコビル２階あやめ総合法律事務所
申立人　作井　　崇
本籍茨城県潮来市牛堀126番地、最後の住所茨城県潮来市上戸49番地14、死亡の場所茨城県潮来市、死亡年月日令和４年２月18日、出生の場所茨城県鹿島郡中野村、出生年月日昭和27年９月27日、職業無職
被相続人　亡　小山　勝彦
催告期間満了日　令和８年６月５日
水戸家庭裁判所麻生支部

公 示 催 告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和７年（へ）第１号

千葉県市原市八幡517番地３
申立人　鶴谷　正巳
権利の届出の終期　令和８年３月２日
令和７年10月30日　千葉簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　市原市八幡字八反田517番３
宅地　165.30平方メートル
⑵登記年月日番号　千葉地方法務局市原出張所明治44年８月26日受付第3450号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　永小作権設定
原因　明治44年１月１日設定
小作料　１年11円30銭
支払期　明治44年１月より同48年12月迄の分は同44年８月26日に支払い其後は毎年12月30日
存続期間　20年
永小作権者　東京市日本橋区濱町二丁目11番地
高田直三郎

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和７年（家）第５０３９号

東京都江戸川区一之江１丁目７番７号
申立人　佐藤　正弘
本籍東京都江戸川区一之江１丁目７番、最後の住所東京都江戸川区一之江１丁目７番７号
不在者　佐藤　重一
昭和49年８月20日生
届出期間満了日　令和８年３月11日
東京家庭裁判所

令和７年（家）第６００４号

千葉県習志野市津田沼７丁目９番34号
申立人　須田　有世
本籍千葉県習志野市津田沼７丁目1633番地、最後の住所東京都中野区東中野４丁目４番５―613号
不在者　須田　幸司
昭和47年７月１日生
届出期間満了日　令和８年３月26日
東京家庭裁判所

令和７年（家）第８０７０号

新潟県新潟市中央区関屋松波町３丁目292番地
申立人　西巻知佐子
本籍東京都港区芝５丁目34番、最後の住所東京都港区芝５丁目34番２―527号
不在者　西巻　　博
昭和25年12月17日生
届出期間満了日　令和８年３月26日
東京家庭裁判所

令和７年（家）第６７号

神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋589番地９
申立人　良知　照恭
本籍神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋589番地９、最後の住所静岡県伊豆の国市吉田603番地増井アパート４号
不在者　良知　謙次
昭和57年７月30日生
届出期間満了日　令和８年３月10日
静岡家庭裁判所沼津支部

令和７年（家）第５７９号

奈良県生駒郡平群町春日丘１丁目３番５号
申立人　玉置　　心
本籍大阪府門真市大字桑才181番地、最後の住所奈良県生駒郡平群町春日丘１丁目３番５号
不在者　玉置　征英
昭和17年11月27日生
届出期間満了日　令和８年３月17日
奈良家庭裁判所

失 踪 宣 告

令和７年（家）第２６５１号

本籍東京都杉並区阿佐谷北５丁目40番地、最後の住所東京都杉並区天沼１丁目６番17号
不在者　佐藤　淳也
昭和49年８月４日生
令和７年11月７日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和７年（家）第３２２２号

本籍東京都豊島区高田２丁目514番地、最後の住所東京都杉並区上高井戸１丁目57番地
不在者　田中　末子
昭和19年９月15日生
令和７年11月７日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和７年（家）第１４２６号

本籍滋賀県高島市今津町大供54番地、最後の住所大阪市東成区神路１丁目12番８―102号
不在者　大構　高男
昭和25年８月28日生
令和７年11月８日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和７年（家）第１５１５号

本籍不明、最後の住所大阪府大阪市淀川区西中島５丁目４番34号
不在者　玉川　　敬
生年月日不明
令和７年11月８日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和７年（家）第８０号

本籍兵庫県美方郡香美町香住区土生259番地、最後の住所兵庫県豊岡市下陰26番地の４
不在者　三上富美雄
昭和23年１月３日生
令和７年11月８日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所豊岡支部裁判所書記官

失踪宣告取消

令和７年（家）第６０４号

本籍東京都杉並区浜田山３丁目889番地、住所千葉県千葉市中央区川戸町312―23すまいる13
申立人（失踪者）　有島　　隆
昭和41年８月23日生
令和７年11月５日失踪宣告取消審判確定
千葉家庭裁判所裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和７年（へ）第２号

仙台市若林区二軒茶屋８番29号
申立人　立花　　宏
権利の届出の終期　令和７年10月24日
令和７年10月27日　仙台簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　仙台市若林区二軒茶屋71番１
畑　105平方メートル
⑵登記年月日番号　仙台法務局昭和26年10月１日受付第3408号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　昭和26年９月30日設定
目的　建物所有
範囲　南側奥行８間５分、間口１間５分
期間　昭和26年９月30日より満30年
地代　なし
地上権者　仙台市原町南目字二軒茶屋南71番地の３
持分２分の１　佐藤　和夫
仙台市原町南目字二軒茶屋南71番地の２
持分２分の１　半田　昭男

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和７年（フ）第１５４号
青森県南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字川原田67番地
債務者　ＳＲエナジー株式会社
代表者代表取締役　田澤　　悟
1　決定年月日時　令和７年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　佑輔
4　破産債権の届出期間　令和８年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　令和８年２月９日午前11時
青森地方裁判所弘前支部

令和７年（フ）第８２３７号
東京都台東区三ノ輪１丁目26番９号
債務者　株式会社フタバセールス
代表者代表取締役　小室　高良
1　決定年月日時　令和７年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　和雅
4　破産債権の届出期間　令和７年12月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月12日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２０５号
神奈川県横須賀市鴨居１丁目13番１号
債務者　中台工業株式会社
代表者代表取締役　佐藤　　朗
1　決定年月日時　令和７年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　常磐　重雄
4　破産債権の届出期間　令和７年12月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月18日午前10時30分
横浜地方裁判所横須賀支部

令和７年（フ）第３００号
神奈川県横須賀市秋谷4289番地
債務者　株式会社花とんぼ
代表者代表取締役　座間アキバ
1　決定年月日時　令和７年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　　尚
4　破産債権の届出期間　令和７年12月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月25日午前11時
横浜地方裁判所横須賀支部

令和７年（フ）第２８０号
福井県吉田郡永平寺町東古市20号５番地の１
債務者　株式会社半田製作所
代表者代表取締役　半田　隆三
1　決定年月日時　令和７年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紅谷　崇文
4　破産債権の届出期間　令和７年12月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年１月27日午前10時40分
福井地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第２２０８号
横浜市都筑区北山田１丁目14番23号
債務者　合同会社ＴＹＫ
代表者代表社員　中村　善之
1　決定年月日時　令和７年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山村　健一
4　破産債権の届出期間　令和７年12月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月２日午後１時30分
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第５４７７号
東京都江戸川区西葛西６丁目24―１―102
債務者　デシュパンデ　マヘシュ　ナラヤナラオ
1　決定年月日時　令和７年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田代啓史郎
4　破産債権の届出期間　令和７年12月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第５４７８号
東京都江戸川区西葛西６丁目24―１―102
債務者　デシュパンデ　ワルシャ
1　決定年月日時　令和７年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田代啓史郎
4　破産債権の届出期間　令和７年12月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第５７３号
兵庫県尼崎市東園田町４丁目95番地14
債務者　アイビーＨＡＴ株式会社
代表者代表取締役　八馬　民和
1　決定年月日時　令和７年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今泉　華子
4　破産債権の届出期間　令和７年12月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月19日午前10時
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第２５号
静岡県賀茂郡西伊豆町仁科1945番地
債務者　藤幸水産株式会社
代表者代表取締役　藤井　幸広
1　決定年月日時　令和７年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾沢　勇紀
4　破産債権の届出期間　令和７年12月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月18日午後１時30分
静岡地方裁判所下田支部

令和７年（フ）第１８７５号
栃木県那須郡那須町大字高久丙1579番地306
債務者　有限会社詩音
代表者代表取締役　黒田　範俊
1　決定年月日時　令和７年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　裕也
4　破産債権の届出期間　令和８年１月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月18日午前11時10分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第５６６号
愛知県豊田市亀首町下町屋15番地３
債務者　有限会社ミヤビ管工設備
代表者取締役　吉金　雅博
1　決定年月日時　令和７年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　聖志
4　破産債権の届出期間　令和８年１月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月10日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第１９５号
新潟県長岡市宝４丁目１番25号
債務者　有限会社共立精工
代表者代表取締役　立川　敏夫
1　決定年月日時　令和７年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　真也
4　破産債権の届出期間　令和８年１月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月26日午前11時
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和７年（フ）第５１７号
新潟市東区石山１丁目３番３号
債務者　株式会社ワークアクト北日本
代表者代表取締役　笹岡　　孝
1　決定年月日時　令和７年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　　央
4　破産債権の届出期間　令和８年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年１月23日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２８２号
三重県四日市市赤水町973番地の７
債務者　有限会社タカヤマ
代表者代表取締役　高山　　到
１　決定年月日時　令和７年11月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　明紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年１月30日午前10時
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第９０９号
北九州市八幡西区黒崎１丁目13番14号
債務者　有限会社オサムラ
代表者取締役　長村　友陽
１　決定年月日時　令和７年11月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田邊　匡彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月４日午前10時30分
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第５４５号
兵庫県尼崎市塚口本町３丁目23番12号
債務者　株式会社ビリーブ
代表者代表取締役　寺元　順一
１　決定年月日時　令和７年11月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　足立友季世
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月６日午前10時15分
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第７０号
兵庫県宍粟市山崎町山田168番地６
債務者　有限会社大畑設備工業
代表者代表取締役　大畑　　覚
１　決定年月日時　令和７年11月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原田　　優
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月６日午後１時15分
神戸地方裁判所龍野支部

令和７年（フ）第１３３号
滋賀県近江八幡市音羽町19番地９
債務者　株式会社ｙｓ－ｓｔｙｌｅ
代表者代表取締役　須山　洋平
１　決定年月日時　令和７年11月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡田　俊也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月９日午後１時50分
大津地方裁判所彦根支部

令和７年（フ）第９８５号
堺市西区上野芝向ヶ丘町１丁15番３号
債務者　有限会社ゼラス
代表者取締役　臺　　英樹
１　決定年月日時　令和７年11月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鍵谷　文子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月10日午前11時
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第２７１号
群馬県前橋市南町３丁目50番地２プラザアン２階Ｄ－78
債務者　株式会社Ｑａｒｔｅ
代表者代表取締役　畑中　来佳
１　決定年月日時　令和７年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柳澤　和良
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月12日午前11時30分
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第１８６２号
札幌市中央区南１条西５丁目８番地　愛生舘ビル２階
債務者　株式会社Ｎ－ＣＯＮＣＥＰＴＩＯＮ
代表者代表取締役　千葉　真史
１　決定年月日時　令和７年11月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　直毅
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月16日午前10時
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２５１号
福島県郡山市谷地本町２番地アンソレイユⅡ101
債務者　合同会社新生物産
代表者代表社員　山口　耕司
１　決定年月日時　令和７年11月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　龍太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月16日午後２時
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和７年（フ）第１９１７号
さいたま市見沼区春野１丁目３番１－304号
債務者　株式会社堀口工業
代表者代表取締役　堀口　　満
１　決定年月日時　令和７年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水健一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月16日午前10時40分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第４３０号
茨城県鉾田市飯島110番地23
債務者　株式会社鹿行建工
代表者代表取締役　永井　一隆
１　決定年月日時　令和７年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大塚　雅子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月17日午後１時45分
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第４３１号
茨城県鉾田市飯島110番地23
債務者　株式会社東日本アクアエンジニアリング
代表者代表取締役　永井　一隆
１　決定年月日時　令和７年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大塚　雅子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月17日午後１時45分
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第６１１号
岡山市東区瀬戸町瀬戸36番地１
債務者　合同会社キャリアプラス
代表者代表社員　長島　彩乃
１　決定年月日時　令和７年11月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　洋子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月18日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２６４号
茨城県つくば市みどりの２丁目20－11パレスみどりのテナント104号室
債務者　株式会社アトラクト
代表者代表取締役　吉原　祥大
１　決定年月日時　令和７年11月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山田　昌典
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月19日午後１時40分
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和７年（フ）第１５２号
島根県安来市広瀬町広瀬920番地
債務者　有限会社ウイズ
代表者代表取締役　實重　喜六
１　決定年月日時　令和７年11月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大野　遼太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月24日午後２時30分
松江地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１８３４号
さいたま市緑区東浦和１丁目17番地２
債務者　有限会社春企画
代表者代表取締役　猪熊　　仁
１　決定年月日時　令和７年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　守重　典子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月25日午前10時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第２６３５号
愛知県瀬戸市はぎの台４丁目72番地
債務者　ＮＫプロジェクト株式会社
代表者代表取締役　近藤　　治
１　決定年月日時　令和７年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　矢澤　孝征
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月25日午前10時
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第５３３号
埼玉県三郷市高州１丁目281番地６
債務者　株式会社ＫＥＩＢＩ
代表者代表取締役　村中　美幸
１　決定年月日時　令和７年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松浦麻里沙
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月27日午前11時20分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第５０７号
兵庫県尼崎市立花町４丁目２番18―203
債務者　株式会社ＭＥＤ
代表者代表取締役　平野めっど
1　決定年月日時　令和７年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我　智史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月27日午前11時30分
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第３８５２号
大阪市東成区東小橋３丁目６番15号
債務者　株式会社ＬＥＥＴＲＡＤＩＮＧ
代表者代表取締役　李　　昌爀
1　決定年月日時　令和７年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　　潤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２６７４号
名古屋市中川区西伏屋３丁目601番地
債務者　有限会社梅公
代表者代表取締役　板澤　　亮
1　決定年月日時　令和７年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北見　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月４日午前10時20分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第６５７号
東京都千代田区外神田５丁目６番12号
債務者　株式会社スカイニー
代表者代表取締役　岸本　秋男
1　決定年月日時　令和７年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月６日午前11時
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第３８３号
静岡県伊豆市雲金272番地
債務者　有限会社若木屋
代表者取締役　小島　正太
1　決定年月日時　令和７年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　真理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月19日午後１時30分
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和７年（フ）第２２号
愛媛県大洲市菅田町菅田乙327番地
債務者　西岡　裕一
1　決定年月日時　令和７年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　卓也
4　破産債権の届出期間　令和７年12月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月27日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年１月19日まで
松山地方裁判所大洲支部

令和７年（フ）第８４６号
北九州市小倉北区霧ケ丘１丁目11番12―202号
債務者　松尾　三星
1　決定年月日時　令和７年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　見越あけみ
4　破産債権の届出期間　令和７年12月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月６日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年１月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第４７７号
鹿児島市田上５丁目９番20号　グランドゥールＭＡＲＩ105号
債務者　有馬　慶斗
1　決定年月日時　令和７年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新納　幸辰
4　破産債権の届出期間　令和７年12月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月２日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年１月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第５３号
青森県五所川原市字蓮沼14番地　市営住宅６―24、旧住所宮城県仙台市宮城野区鶴ケ谷東４丁目22番３号　モンシェールＩ―201
債務者　川村　美喜
1　決定年月日時　令和７年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一戸　皓樹
4　破産債権の届出期間　令和８年１月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月17日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年１月27日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和７年（フ）第３４２号
岩手県北上市村崎野20地割192番地
債務者　齋藤　　治
1　決定年月日時　令和７年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　文郎
4　破産債権の届出期間　令和７年12月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月４日午前11時15分
6　免責意見申述期間　令和８年１月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和７年（フ）第２７８号
福井県坂井市丸岡町猪爪２丁目206番１　サザン・クロス105号室、住民票上の住所福井県鯖江市東鯖江１丁目１番29―１号
債務者　吉川　文兵（旧姓荒崎）
1　決定年月日時　令和７年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野条　泰永
4　破産債権の届出期間　令和７年12月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月24日午前10時25分
6　免責意見申述期間　令和８年２月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第６５８号
埼玉県三郷市彦成３丁目11番８―704号、旧住所千葉県野田市三ツ堀411番地の16
債務者　岸本　秋男
1　決定年月日時　令和７年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　陽介
4　破産債権の届出期間　令和８年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月６日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年２月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第２６９号
茨城県つくば市花畑３丁目20番地４　ボヌール・ペイザージュ102号、前住所茨城県桜川市下泉447番地３
債務者　平石　　渉
1　決定年月日時　令和７年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村　　孝
4　破産債権の届出期間　令和７年12月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年３月５日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年１月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和７年（フ）第１８８４号
東京都青梅市新町２丁目10番地の５メゾン・ド・シエルイーストⅡ
債務者　藤井　崇行
1　決定年月日時　令和７年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　光明
4　破産債権の届出期間　令和７年12月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年１月27日午後２時30分
6　免責意見申述期間　令和８年１月27日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１９３１号
東京都国立市富士見台２丁目45番地の12ライオンズマンション国立302
債務者　篠原　里香
1　決定年月日時　令和７年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　麻衣
4　破産債権の届出期間　令和７年12月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年１月30日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年１月30日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１９７２号
東京都日野市万願寺６丁目７番地の１川原付団地市営住宅２―208
債務者　大島結香実（旧姓井上）
1　決定年月日時　令和７年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　裕太
4　破産債権の届出期間　令和７年12月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年２月３日午前10時45分
6　免責意見申述期間　令和８年２月３日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２６号
静岡県沼津市江浦25―１　土屋奉和方、住民票上の住所静岡県賀茂郡西伊豆町仁科1945番地
債務者　藤井　幸広
1　決定年月日時　令和７年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾沢　勇紀
4　破産債権の届出期間　令和７年12月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年２月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年２月12日まで
静岡地方裁判所下田支部

令和７年（フ）第２０４号
神奈川県横須賀市吉井４丁目21番７号
債務者　佐藤　　朗
1　決定年月日時　令和７年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　常磐　重雄
4　破産債権の届出期間　令和７年12月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年２月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年２月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和７年（フ）第３３７号
静岡県御殿場市二枚橋410番地の４
債務者　小野田香世子
1　決定年月日時　令和７年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岩　哲行
4　破産債権の届出期間　令和７年12月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年２月20日午後３時
6　免責意見申述期間　令和８年２月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第８０１号
川崎市多摩区西生田５丁目20番４号　シティハイム　ニューイ　202
債務者　関根　康信
1　決定年月日時　令和７年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久貝　　仁
4　破産債権の届出期間　令和７年12月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年２月24日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年２月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第１８０１号
福岡県糟屋郡新宮町大字立花口2218番地38
債務者　ハナテリアこと　花田　直季
1　決定年月日時　令和７年11月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　晴忠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年１月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１６３０号
福岡市博多区麦野６丁目８番13―102号　優水　Ｃ棟
債務者　Ｎｉｋｏこと　池端　正太
1　決定年月日時　令和７年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武井　孝太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年１月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第９３号
兵庫県西脇市津万68―３　濱田方、住民票上の住所兵庫県西脇市黒田庄町岡1079番地の24
債務者　吉田　　聡
1　決定年月日時　令和７年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　英一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月４日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年１月８日まで
神戸地方裁判所社支部

令和７年（フ）第１７８１号
福岡県那珂川市片縄１丁目103番地５
債務者　高野　祥英
1　決定年月日時　令和７年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　航太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年１月30日午後２時15分
5　免責意見申述期間　令和８年１月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１８０２号
福岡市博多区板付７丁目２番17―105号　ラコルト板付、前住所福岡県糟屋郡志免町桜丘４丁目15番12号
債務者　木村　一秀
1　決定年月日時　令和７年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松嶋秀真郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年１月30日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和８年１月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１９５８号
福岡市東区和白１丁目11番６―１号
債務者　小曽川　徹
1　決定年月日時　令和７年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板井　京介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年１月30日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年１月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１９９４号
福岡県福津市津屋崎１丁目25番２号
債務者　下村　恵美
1　決定年月日時　令和７年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤戸　博樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年１月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年１月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第２００７号
福岡市西区内浜２丁目26番32―103号　コーポコスモⅡ
債務者　鳥生　　愛
1　決定年月日時　令和７年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日高　太一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年１月23日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和８年１月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第２０８４号
福岡市西区大町団地21番504号
債務者　山田　知史
1　決定年月日時　令和７年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十川　伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月13日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年１月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第７３号
宮城県石巻市鹿妻北３丁目９番48―３号
債務者　鈴木　聖也
1　決定年月日時　令和７年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝沢　　圭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月18日午後２時15分
5　免責意見申述期間　令和８年１月13日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和７年（フ）第５３号
広島県庄原市三日市町377番地２
債務者　小屍　　聡
1　決定年月日時　令和７年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　貴央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月６日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年１月13日まで
広島地方裁判所三次支部

令和７年（フ）第２７９号
愛媛県松山市南江戸１丁目４番20号
債務者　桑原　　勝
1　決定年月日時　令和７年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷　　勇輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月26日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年１月13日まで
松山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第９０号
愛媛県西条市喜多台485番地２
債務者　川又　嵩弘
1　決定年月日時　令和７年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　浩晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月13日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年１月13日まで
松山地方裁判所西条支部

令和７年（フ）第１９９２号
福岡市博多区吉塚本町３―23―803、住民票上の住所福岡市中央区薬院１丁目12番10―1405号　ネクサス薬院
債務者　矢野　樹香
1　決定年月日時　令和７年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本　　創
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年１月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年１月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第３０９号
沖縄県那覇市字仲井真272番地１　鉢嶺リースビル602
債務者　伊敷　　晃
1　決定年月日時　令和７年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桜井　　愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月18日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年１月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第１８９５号
福岡市西区野方６丁目32番１―104号　フリーデンD
債務者　μ　Ｓｔａｎｃｅこと　宮嵜　健太
1　決定年月日時　令和７年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板井　京介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年１月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年１月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第２０４８号
埼玉県草加市清門２丁目32番地15、前住所福岡市東区香住ヶ丘２丁目３番32号
債務者　平松　靖宏
1　決定年月日時　令和７年11月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　向三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年１月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年１月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１５１号
佐賀県三養基郡みやき町大字簑原3642番地
債務者　江越　律子
1　決定年月日時　令和７年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田代　英毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年１月15日午後３時10分
5　免責意見申述期間　令和８年１月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１９０号
佐賀県神埼市神埼町本堀3173番地５本堀戸建B、前住所佐賀県神埼市神埼町本告牟田3117番地１ピュアライヴＩＸ　Ａ204
債務者　田島　寛人
1　決定年月日時　令和７年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下津浦　公
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年１月15日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年１月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第３２６号
佐賀市鍋島５丁目５番４―607号　アムール鍋島
債務者　南里　真弓
1　決定年月日時　令和７年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野紗矢香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年１月15日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年１月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第３４０号
佐賀県神埼市神埼町田道ヶ里1823番地13
債務者　古澤　将斗
1　決定年月日時　令和７年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　友祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年１月15日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年１月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第５３０５号
大阪府寝屋川市黒原橘町24番４号
債務者　スリー精工こと　若槻　　健
1　決定年月日時　令和７年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　良洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年１月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５４３０号
大阪市東淀川区井高野３丁目11番21―412号、前住所大阪市東淀川区井高野１丁目２番２―202号
債務者　原園　卓郎
1　決定年月日時　令和７年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年１月29日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６８９号
静岡市駿河区豊田１丁目５番６―４号　ドミール豊田Ｂ101号
債務者　安藤香奈子
1　決定年月日時　令和７年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　望月　沙織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年１月19日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和８年１月16日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１２３９号
福岡市西区姪の浜６丁目11番２―102号　ステイタスマンション姪浜
債務者　永留　　勝
1　決定年月日時　令和７年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原俊太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年１月23日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１９４０号
福岡市南区塩原３丁目21番８号　ＰＬＥＡＳＴ大橋Ⅱ201号
債務者　小笹　義弘
1　決定年月日時　令和７年11月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村　達紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年１月23日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和６年（フ）第３７５号
茨城県ひたちなか市大字堀口36番地１
債務者　櫻井けい子
1　決定年月日時　令和７年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江原　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月４日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和８年１月22日まで
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第２８２号
茨城県ひたちなか市大字足崎320番地１　エルメゾン足崎Ａ棟202号
債務者　海老根祐子
1　決定年月日時　令和７年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　安夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月25日午後２時45分
5　免責意見申述期間　令和８年１月22日まで
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第１３３号
栃木県佐野市高萩町571番地６　岩田ハイツ105
債務者　峯岸　郁夫
１　決定年月日時　令和７年11月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長壁　孝広
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年１月23日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和８年１月22日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和７年（フ）第３８２号
茨城県東茨城郡城里町大字那珂西1386番地の２
債務者　長須　誠司
１　決定年月日時　令和７年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷田部　亘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月３日午後２時
５　免責意見申述期間　令和８年１月23日まで
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第２０８号
静岡県島田市中溝４丁目７番の10　サンヒルズヤマセ　302号室、住民票上の住所静岡県牧之原市大沢856番地３
債務者　川口　有璃
１　決定年月日時　令和７年11月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坪川　武史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年１月26日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和８年１月23日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第９６４号
大阪府松原市高見の里６丁目17番38号
債務者　中本　裕之
１　決定年月日時　令和７年11月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　増山　　健
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月10日午前11時
５　免責意見申述期間　令和８年１月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第２１２号
釧路市昭和中央１丁目49番５号
債務者　加藤　乃愛
１　決定年月日時　令和７年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡澤　史人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月４日午後２時30分
５　免責意見申述期間　令和８年１月28日まで
釧路地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１９８９号
札幌市豊平区福住２条８丁目１番６号
債務者　長島　将一
１　決定年月日時　令和７年11月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　稲垣　佳典
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月12日午前10時
５　免責意見申述期間　令和８年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２０４０号
横浜市中区西竹之丸44番地12　ユナイト山手六花荘103
債務者　佐藤　一夫
１　決定年月日時　令和７年11月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　睦巳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月５日午後２時20分
５　免責意見申述期間　令和８年１月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２１９２号
神奈川県大和市下鶴間3000番地17　キャピタル　ヴァーチュ302
債務者　小野　伸吾
１　決定年月日時　令和７年11月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤本　創吉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月５日午後１時40分
５　免責意見申述期間　令和８年１月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第５２７２号
大阪府高槻市上土室３丁目31番208―301号
債務者　奥野　真美
１　決定年月日時　令和７年11月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　家藤　卓也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月12日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和８年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５３９５号
大阪市東成区深江南１丁目11番18号　ＭＫコーポラス　201号
債務者　スピードこと　李　　仁華
１　決定年月日時　令和７年11月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菱田　　優
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月12日午後２時10分
５　免責意見申述期間　令和８年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２０３６号
札幌市北区麻生町１丁目６番18―401号
債務者　井田　宏幸
１　決定年月日時　令和７年11月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　和征
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月19日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和８年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２６号
埼玉県大里郡寄居町大字用土字東櫛引3732―３　ふるさとホーム寄居、住民票上の住所埼玉県秩父郡小鹿野町下小鹿野1744番地３
債務者　新井　一弘
１　決定年月日時　令和７年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　南雲　芳夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月20日午後２時
５　免責意見申述期間　令和８年２月６日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

令和７年（フ）第２９２号
金沢市吉原町イ５番地11
債務者　双翔電機こと　岩田　　正
１　決定年月日時　令和７年11月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木村　　弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月13日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和８年２月６日まで
金沢地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２８７９号
横浜市瀬谷区宮沢１丁目42番地９
債務者　和内　英作
１　決定年月日時　令和７年11月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　稲村　育雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月16日午前10時40分
５　免責意見申述期間　令和８年２月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１７４２号
札幌市北区篠路２条９丁目１番60―808号
債務者　三上　悦隆
１　決定年月日時　令和７年11月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　政池　裕一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月24日午前10時45分
５　免責意見申述期間　令和８年２月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２５７８号
横浜市戸塚区名瀬町791番地　市営名瀬住宅19棟502号
債務者　土田美惠子
１　決定年月日時　令和７年11月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青木　冬萌
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月19日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和８年２月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２６８号
石川県かほく市七窪ヲ82番地２　ビレッジハウス宇ノ気２号棟310号室、従前の住所神奈川県横浜市戸塚区戸塚町2693番地14（住民票上の住所）石川県羽咋郡宝達志水町今浜ル324番地
債務者　伊藤　一雄
１　決定年月日時　令和７年11月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安藤　俊文
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月18日午前10時
５　免責意見申述期間　令和８年２月12日まで
金沢地方裁判所民事部

令和７年（フ）第４９１２号
大阪市東住吉区桑津１丁目18番16号　スカイハイツ・モリカワ　403号
債務者　河西　紗果
1　決定年月日時　令和７年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榊原　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月26日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３１７号
岐阜市芥見６丁目207番地
債務者　杉浦　政子
1　決定年月日時　令和７年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　和久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年２月13日まで
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第２２５号
長野県上田市諏訪形827番地４
債務者　比田井孝文
1　決定年月日時　令和７年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池内　好史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年２月25日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和８年２月18日まで
長野地方裁判所松本支部

令和７年（フ）第８９号
北海道小樽市桂岡町12番19号
債務者　河合　知佳
1　決定年月日時　令和７年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中辻　　峻
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年３月12日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和８年３月２日まで
札幌地方裁判所小樽支部

令和７年（フ）第４４９号
鹿児島市向陽２丁目12番25号　クレストール久保202号
債務者　福山のぞみ
1　決定年月日時　令和７年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　達也
4　免責意見申述期間　令和８年１月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第４４７９号
大阪府高槻市富田町２丁目１番24―405号
債務者　成尾　龍一
1　決定年月日時　令和７年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　保田　友大
4　免責意見申述期間　令和８年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５１４７号
大阪府高槻市寿町１丁目28番15号
債務者　井下　晴登
1　決定年月日時　令和７年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石見　拓野
4　免責意見申述期間　令和８年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５５３９号
大阪市淀川区西宮原３丁目３番６―304号
債務者　奥泉　美利
1　決定年月日時　令和７年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池之　　昂
4　免責意見申述期間　令和８年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和７年（フ）第１０４号
山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲981番地、前住所山形県長井市九野本715番地の３
債務者　鈴木　千里
1　決定年月日時　令和７年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年１月５日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和７年（フ）第５７３号
愛知県豊田市西中山町猿田70番地79
債務者　須貝友莉恵
1　決定年月日時　令和７年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年１月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第１８６５号
埼玉県上尾市小泉１丁目17番地２　フェリシアコートＢ101
債務者　松本　匡稚
1　決定年月日時　令和７年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年１月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第１９０６号
埼玉県朝霞市根岸台７丁目41番31号
債務者　池田　朋子
1　決定年月日時　令和７年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年１月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第１９２５号
さいたま市緑区大字中尾104番地２　シティハイムサンシャイン102号
債務者　梶原　枝美
1　決定年月日時　令和７年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年１月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第１９７６号
さいたま市南区別所１丁目16番１号　ヘリテイジ浦和別所203号
債務者　望月　香織
1　決定年月日時　令和７年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年１月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第１９８１号
埼玉県川口市八幡木３丁目11番地の33　２Ｆ
債務者　林　　直樹
1　決定年月日時　令和７年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年１月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第１９９７号
埼玉県蓮田市西新宿２丁目83番地　城タウン202号
債務者　中城　尚也
1　決定年月日時　令和７年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年１月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第２０１２号
埼玉県志木市幸町４丁目７番１号　アートパレス志木Ｎｏ１　205号、旧住所埼玉県朝霞市西原２丁目５番16号　ウィステリアガーデン202
債務者　池永　　剛
1　決定年月日時　令和７年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年１月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第６６９号
埼玉県草加市新栄１丁目20番地22
債務者　松見つかさ（旧姓野口）
1　決定年月日時　令和７年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年１月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第７６２号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2714番地６
債務者　寺内　純一
1　決定年月日時　令和７年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年１月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第２４号
埼玉県秩父市黒谷929番地１
債務者　大澤　裕太
1　決定年月日時　令和７年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年１月８日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

令和７年（フ）第２５号
埼玉県秩父市下影森903番地６
債務者　武島　道夫
1　決定年月日時　令和７年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年１月８日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

令和７年（フ）第３２号
埼玉県秩父郡長瀞町大字本野上305番地　六道アパートＦ棟
債務者　山本　桂子
1　決定年月日時　令和７年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年１月８日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

令和７年（フ）第１７５０号
東京都日野市大字上田201番地ベルノ21　306
債務者　澤田　萌佳
1　決定年月日時　令和７年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年１月８日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１７６２号
東京都立川市富士見町１丁目29番７号サフィール立川202
債務者　佐々木翔太
1　決定年月日時　令和７年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年１月８日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２４３号
愛知県稲沢市平和町領内160番地、前住所愛知県愛西市渕高町一ノ割５番地17
債務者　酒井　　誠
1　決定年月日時　令和７年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年１月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和７年（フ）第２９１号
愛知県一宮市更屋敷字居住35番地２　シルバーシティ愛ライフ更屋敷、前住所愛知県一宮市神山１丁目11番12号　神山パークハイム301号
債務者　浅野　雅夫
1　決定年月日時　令和７年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年１月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和７年（フ）第９１号
兵庫県加東市岡本325番地２
債務者　平井　良彦
1　決定年月日時　令和７年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年１月８日まで
神戸地方裁判所社支部

令和７年（フ）第２９６号
北海道旭川市豊岡５条10丁目１番６号
債務者　國部惠美子
1　決定年月日時　令和７年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年１月９日まで
5　免責審尋期日　令和８年２月12日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第５１６１号
大阪市鶴見区茨田大宮１丁目13番31―802号
債務者　藤井　翼早
1　決定年月日時　令和７年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年１月21日まで
5　免責審尋期日　令和８年２月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５２３０号
大阪府高槻市柱本１丁目37番１号
債務者　西原　真生
1　決定年月日時　令和７年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年１月21日まで
5　免責審尋期日　令和８年２月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５２６６号
大阪府守口市寺方錦通３丁目５番13号　Ｂ棟
債務者　清水　優輝
1　決定年月日時　令和７年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年１月21日まで
5　免責審尋期日　令和８年１月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５２９６号
大阪府摂津市千里丘東４丁目20番39―103号
債務者　富田　敦士
1　決定年月日時　令和７年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年１月21日まで
5　免責審尋期日　令和８年１月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５３６５号
大阪府吹田市山田東１丁目９番18―305号、前住所大阪市西区南堀江４丁目28番２―202号
債務者　橋本　拓海
1　決定年月日時　令和７年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年１月21日まで
5　免責審尋期日　令和８年１月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

令和６年（フ）第２１０２号
福岡市中央区薬院２丁目13番33号
破産者　求人ふくおか株式会社
1　決定年月日　令和７年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第８８２号
福岡市東区蒲田４丁目５番53号
破産者　ＪＡＣＢＯ株式会社
1　決定年月日　令和７年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和６年（フ）第５１７号
福岡県宗像市自由ヶ丘９丁目15番地13
破産者　株式会社イーアイエフ産業
1　決定年月日　令和７年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和６年（フ）第１５６０号
福岡市南区老司５丁目42番10号
破産者　株式会社Ｎｅｗ　Ｒｕｌｅｓ　Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ
1　決定年月日　令和７年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１６３９号
福岡市中央区高砂１丁目17番22号ライオンズシティ高砂601
破産者　合同会社Ｙ’ｓ内装
1　決定年月日　令和７年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第２１３号
福岡市中央区天神４丁目４番30号
破産者　ローベル・カツタ株式会社
1　決定年月日　令和７年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和６年（フ）第３８０号
埼玉県草加市氷川町2148番地19
破産者　オーディー株式会社
1　決定年月日　令和７年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第１７５号
埼玉県草加市氷川町2116番地20フロールビル２階Ｂ号
破産者　有限会社ティ・アンド・ケイ
1　決定年月日　令和７年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第１３５号
千葉県富津市大堀２丁目20番地７　マーベラス104
破産者　神成　拓也
1　決定年月日　令和７年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和６年（フ）第２８号
和歌山市岩橋555番地の５
破産者　紀州紀文会有限会社
1　決定年月日　令和７年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和６年（フ）第４８号
和歌山市築港５丁目17番地
破産者　有限会社和成商会
1　決定年月日　令和７年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第１１４号
和歌山市本町２丁目37番地ＵＥＤＥビル５Ｆ
破産者　株式会社Ａｖａｌｉｎｇ
1　決定年月日　令和７年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第５４号
群馬県桐生市広沢町６丁目551番地１
破産者　星野兄弟運送有限会社
1　決定年月日　令和７年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

令和７年（フ）第７９７号
横浜市磯子区東町18番32―104号
破産者　株式会社エレメント
1　決定年月日　令和７年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１５３０号
横浜市港南区丸山台２丁目12番16号
破産者　株式会社共成
1　決定年月日　令和７年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４６６号
静岡市葵区大岩本町８番25号
破産者　今村　義丈
1　決定年月日　令和７年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和５年（フ）第２２５号
滋賀県東近江市神郷町65番地
破産者　株式会社奥川商店
1　決定年月日　令和７年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

令和７年（フ）第４８号
滋賀県彦根市鳥居本町1848
破産者　株式会社ループワン
1　決定年月日　令和７年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

令和７年（フ）第３５号
愛媛県松山市清水町３丁目70番地２
破産者　株式会社いろは屋
1　決定年月日　令和７年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

破産手続終結

令和７年（フ）第６１０号
名古屋市中村区靖国町２丁目81番地
破産者　株式会社アンフアンテ
1　決定年月日　令和７年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和４年（フ）第５１号
千葉県袖ケ浦市蔵波2903番地139
破産者　鈴木　大輔
1　決定年月日　令和７年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所木更津支部

令和６年（フ）第１２７号
千葉県木更津市請西３丁目12番30号、開始決定時の住所千葉県袖ケ浦市横田3662番地１
破産者　江澤　三則
1　決定年月日　令和７年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所木更津支部

令和６年（フ）第２７８号
和歌山市湊1823番地
破産者　株式会社萩金物
1　決定年月日　令和７年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和６年（フ）第１０１号
最後の住所　青森県弘前市大字青樹町３番地３　住宅型有料老人ホーム虹青樹町ホーム、旧住所青森県弘前市大字大開１丁目７番地４
破産者　髙橋塗装店こと　亡髙橋政彦相続財産
1　決定年月日　令和７年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所弘前支部

令和６年（フ）第１２７号
滋賀県愛知郡愛荘町市110番地
破産者　ウエステイ工業株式会社
1　決定年月日　令和７年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所彦根支部

令和６年（フ）第１０号
熊本県球磨郡あさぎり町免田西500番地の５
破産者　有限会社球磨資材
1　決定年月日　令和７年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所人吉支部

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第３６号
鹿児島市桜ヶ丘２丁目30番地20　チェリーヒルズ202号
破産者　延生　幸代
1　決定年月日　令和７年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第１０号
神奈川県横須賀市岩戸２丁目８番７号
破産者　篠原　孝志
1　決定年月日　令和７年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和５年（フ）第３４７号
大分市田室町９番80号　アーバン田室701
破産者　吉田　亜美
1　決定年月日　令和７年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第１３２号
札幌市北区屯田３条７丁目６番３号
破産者　齋藤　大樹
1　決定年月日　令和７年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第１２号
山形県鶴岡市羽黒町手向字薬師沢56番地318
破産者　高田　耕作
1　決定年月日　令和７年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

令和７年（フ）第１６号
山形県東田川郡庄内町常万字大乗向11番地12　ジャルダン常万　Ａ号室
破産者　梅木　靖正
1　決定年月日　令和７年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

令和６年（フ）第１８３９号
さいたま市南区大字円正寺202番地22
破産者　髙木　圭子
1　決定年月日　令和７年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第８３号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２―34―204、破産開始決定時の住所埼玉県上尾市大字平方3591番地44
破産者　永嶋　貴浩
1　決定年月日　令和７年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第２６１号
さいたま市南区松本１丁目９番７号　ＪＳＥフラッツ浦和101号室
破産者　松橋　佳永
1　決定年月日　令和７年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第３６９号
大阪府枚方市山之上３丁目４番10―101号
破産者　井澤　達也
1　決定年月日　令和７年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第２８４号
兵庫県芦屋市業平町５番13―301号
破産者　金丸　積代
1　決定年月日　令和７年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第１３２５号
横浜市金沢区釜利谷東４丁目51番32号　明武荘201
破産者　川本美恵子
1　決定年月日　令和７年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１３３８号
横浜市港北区菊名７丁目３番38―105号
破産者　中村　健人
1　決定年月日　令和７年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和７年（フ）第６６３号
福岡県遠賀郡遠賀町大字老良369番地の１
コーポ第一207号
破産者　廣田　義則
１　破産債権の届出期間　令和７年12月17日まで
２　一般調査期日　令和８年１月30日午後３時
令和７年11月17日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第２１号
鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1234番地２
破産者　本間　　茜
１　破産債権の届出期間　令和７年12月18日まで
２　一般調査期日　令和８年１月19日午前10時30分
令和７年11月18日　鳥取地方裁判所倉吉支部

令和６年（フ）第１６２号
広島県府中市出口町505番地２、開始決定時の住民票上の住所広島県府中市出口町505番地９
破産者　藤原　正幸
１　破産債権の届出期間　令和７年12月18日まで
２　一般調査期日　令和８年２月17日午前10時30分
令和７年11月18日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和６年（フ）第１６３号
広島県府中市出口町505番地２
破産者　藤原　聡巳
１　破産債権の届出期間　令和７年12月18日まで
２　一般調査期日　令和８年２月17日午前10時30分
令和７年11月18日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和７年（フ）第１３１７号
大阪市平野区喜連２丁目４番９号
破産者　プロテックこと　本江　良祐
１　破産債権の届出期間　令和７年12月19日まで
２　一般調査期日　令和８年２月26日午後２時30分
令和７年11月17日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１８４号
北九州市若松区高須南３丁目１番１―404号
破産者　小山田直子
１　破産債権の届出期間　令和７年12月19日まで
２　一般調査期日　令和８年２月３日午前11時30分
令和７年11月18日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第５３３号
北九州市八幡西区青山３丁目７番23号
破産者　石橋　孝三
１　破産債権の届出期間　令和７年12月19日まで
２　一般調査期日　令和８年１月22日午後３時30分
令和７年11月18日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和６年（フ）第３０７号
愛媛県松山市梅田町４番61号　Ｄｉｊｏｎ　ＵＭＥＤＡ106号
破産者　花田　利清
１　破産債権の届出期間　令和８年１月９日まで
２　一般調査期日　令和８年２月16日午後１時30分
令和７年11月18日　　松山地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和６年（フ）第４２５号
宮崎市大島町笹原2016番地　ケントパレス宮崎610号
破産者　福嶋　　剛
異議申述期間　令和８年１月５日まで
令和７年11月18日　　宮崎地方裁判所破産係

令和６年（フ）第２４１８号
大阪府大東市大字龍間1999―10
破産者　有限会社ＭＡＲＶＥＬＯＵＳ　ＣＯＮＳＴＲＵＣＴＩＯＮ
異議申述期間　令和８年１月13日まで
令和７年11月17日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３１６８号
大阪市浪速区戎本町１丁目８番８―408号
破産者　大川　章代
異議申述期間　令和８年１月13日まで
令和７年11月17日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０８９号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階415Ａ
清算株式会社　株式会社ミノバト
代表清算人　藤井　征志
１　決定年月日　令和７年11月12日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２２号
愛知県西尾市錦城町288番地
清算株式会社　株式会社宏昌食糧研究所
代表清算人　堀川　敬生
１　決定年月日　令和７年11月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和７年（ヒ）第８号
岡山市北区吉宗688番地４
清算株式会社　株式会社プログレッソ
代表清算人　稲田　吉恵
１　決定年月日　令和７年11月12日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第３号
熊本県上天草市松島町阿村964番地の２
清算株式会社　永目海運株式会社
代表清算人　永目　幸浩
１　決定年月日　令和７年11月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
熊本地方裁判所天草支部

令和７年（ヒ）第２号
鹿児島県霧島市国分下井2988番地
清算株式会社　株式会社稲満会
代表清算人　稲満　靖紀
１　決定年月日　令和７年11月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鹿児島地方裁判所加治木支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０５３号
東京都渋谷区神宮前１丁目６番地15号原宿ジュネスビル２階
清算株式会社　株式会社ＮＣＩＴＬ
代表清算人　星野　雄司
１　決定年月日　令和７年11月13日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、第３項に規定する場合を除き、別紙記載の各協定債権者に対して協定債権の弁済を行わない。
２　各協定債権者は、本協定の認可の決定が確定した日において、清算株式会社に対し、各協定債権の全額について、その債務を免除する。
３　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務免除は、弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

令和７年（再）第３５号
東京都板橋区小茂根５丁目１番14号
再生債務者　杉田　龍一
１　決定年月日時　令和７年11月13日午後４時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年12月９日まで
４　再生債権の一般調査期間　令和８年１月13日から令和８年１月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

令和６年（再）第１号
山形県尾花沢市大字荻袋1284番地25
再生債務者　株式会社オザキ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
令和７年11月13日　　山形地方裁判所民事部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和７年（再イ）第２４０号
東京都江戸川区南小岩１－６－17－102
再生債務者　三浦　雄太
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月６日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月４日まで
令和７年11月17日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第２９７号
東京都板橋区富士見町20－11－708
再生債務者　小林　隼人
1　決議に付する再生計画案　令和７年10月23日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月４日まで
令和７年11月17日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第３３３号
東京都杉並区堀ノ内３－１－23　スペーシア高円寺Ⅰ1002
再生債務者　奥澤光那美
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月11日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月４日まで
令和７年11月17日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第３３８号
東京都西東京市東町６－１－２　イースト６．Ｅ102
再生債務者　吉田　憲史
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月10日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月４日まで
令和７年11月17日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第３４５号
東京都練馬区豊玉中２－９－９－302
再生債務者　村瀬　貴哉
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月13日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月４日まで
令和７年11月17日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第１８号
愛知県田原市大久保町上鋪地116番地
再生債務者　中神　　歩
1　決議に付する再生計画案　令和７年10月16日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月５日まで
令和７年11月14日
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（再イ）第１５号
富山県射水市あおば台１丁目87番地２
再生債務者　小林　慎也
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月６日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月８日まで
令和７年11月17日　富山地方裁判所高岡支部

令和７年（再イ）第１７号
長野市川中島町今里24番地　メゾンプルナージュＢ棟102
再生債務者　清水紀美子
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月７日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月８日まで
令和７年11月17日
長野地方裁判所民事部再生係

令和７年（再イ）第６号
岩手県一関市川崎町薄衣字上段46番地６
再生債務者　小梨眞理子
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月13日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月９日まで
令和７年11月18日　盛岡地方裁判所一関支部

令和７年（再イ）第６６号
仙台市宮城野区幸町２丁目２番27号
再生債務者　平間　　豊
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月５日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月９日まで
令和７年11月18日
仙台地方裁判所第４民事部

令和７年（再イ）第６７号
仙台市泉区南中山１丁目10番地の６
再生債務者　松崎　　裕
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月10日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月９日まで
令和７年11月18日
仙台地方裁判所第４民事部

令和７年（再イ）第４６号
東京都府中市住吉町１丁目６番地の12
再生債務者　池田　亜希
1　決議に付する再生計画案　令和７年10月31日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月９日まで
令和７年11月18日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（再イ）第７６号
東京都国分寺市日吉町２丁目18番地18
再生債務者　石原　　亮
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月11日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月９日まで
令和７年11月18日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（再イ）第６７号
静岡市葵区牧ヶ谷2476番地　レジデンシャル101
再生債務者　西河　良尚
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月４日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月９日まで
令和７年11月18日
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（再イ）第６８号
愛知県安城市篠目町４丁目２番地17
再生債務者　古居　佑介
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月６日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月９日まで
令和７年11月18日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和７年（再イ）第９５号
愛知県岡崎市緑丘１丁目27番地20
再生債務者　越智　雄大
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月13日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月９日まで
令和７年11月18日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和７年（再イ）第５号
大分県中津市大字万田434番地
再生債務者　中西真由美
1　決議に付する再生計画案　令和７年10月10日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月９日まで
令和７年11月18日
大分地方裁判所中津支部個人再生係

令和７年（再イ）第３４号
福井県吉田郡永平寺町松岡芝原３丁目34番地１
再生債務者　森　　隆彦
1　決議に付する再生計画案　令和７年10月24日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月11日まで
令和７年11月13日　　福井地方裁判所

令和７年（再イ）第２９号
福井県坂井市春江町中筋第26号８番地
再生債務者　齊藤　晃範
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月５日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月12日まで
令和７年11月14日　　福井地方裁判所

令和７年（再イ）第１１５号
大阪市天王寺区上本町５丁目７番25－506号
再生債務者　河村　裕太
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月13日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月12日まで
令和７年11月17日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（再イ）第１５９号
北海道北広島市希望ヶ丘３丁目１番地36
再生債務者　末永　尋也
1　決議に付する再生計画案　令和７年11月４日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月15日まで
令和７年11月17日
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（再イ）第１３号
群馬県太田市石橋町99番地３
再生債務者　木村　昭人
１　決議に付する再生計画案　令和７年10月３日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月15日まで
令和７年11月13日　前橋地方裁判所太田支部

令和７年（再イ）第１７４号
札幌市豊平区中の島２条３丁目５番17―203号
再生債務者　八幡　幸樹
１　決議に付する再生計画案　令和７年10月29日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月16日まで
令和７年11月18日
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（再イ）第１７７号
北海道江別市朝日町16番地　Ｋ３―13
再生債務者　金子　信一
１　決議に付する再生計画案　令和７年10月16日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月16日まで
令和７年11月18日
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（再イ）第１７８号
札幌市清田区平岡２条１丁目１番33号　クニテールＣ―２号
再生債務者　因幡　拓哉
１　決議に付する再生計画案　令和７年11月10日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月16日まで
令和７年11月18日
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（再イ）第１９４号
札幌市厚別区厚別中央１条７丁目14番30―206号
再生債務者　松本　幸代
１　決議に付する再生計画案　令和７年11月10日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月16日まで
令和７年11月18日
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（再イ）第９号
福島県河沼郡会津坂下町大字青木字八峠236番地２
再生債務者　渡部　由政
１　決議に付する再生計画案　令和７年10月28日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月16日まで
令和７年11月18日
福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

令和７年（再イ）第３４号
滋賀県野洲市近江富士４丁目４番23号
再生債務者　髙田　泰湖
１　決議に付する再生計画案　令和７年10月23日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月16日まで
令和７年11月18日
大津地方裁判所民事部再生係

令和７年（再イ）第４０号
滋賀県草津市野路５丁目11番31―311号　アネシス南草津
再生債務者　上間　孝一
１　決議に付する再生計画案　令和７年10月31日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月16日まで
令和７年11月18日
大津地方裁判所民事部再生係

令和７年（再イ）第２号
和歌山県新宮市新町１丁目２番地の13
再生債務者　岩間　泰之
１　決議に付する再生計画案　令和７年11月10日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月16日まで
令和７年11月18日
和歌山地方裁判所新宮支部

令和７年（再イ）第３号
沖縄県石垣市字石垣157番地９
再生債務者　與那國　幹
１　決議に付する再生計画案　令和７年11月10日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月16日まで
令和７年11月18日　那覇地方裁判所石垣支部

令和７年（再イ）第２４号
群馬県太田市内ケ島町219番地１　レジデンス内ヶ島207号
再生債務者　住谷　修平
１　決議に付する再生計画案　令和７年11月12日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和７年12月18日まで
令和７年11月18日　前橋地方裁判所太田支部

小規模個人再生による再生手続廃止

令和７年（再イ）第２３号
茨城県土浦市板谷５丁目669番地17　ビレッジハウス中貫２―404
再生債務者　岡野　厚子
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和７年11月17日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

令和７年（再ロ）第１号
栃木県真岡市さくら１丁目16番地12
再生債務者　中島　一郎
１　決定年月日時　令和７年11月14日午後４時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年12月５日まで
４　一般異議申述期間　令和７年12月19日から令和８年１月５日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

令和７年（再ロ）第２号
徳島県名西郡石井町高原字桑島43番地４
再生債務者　加藤　直也
１　決定年月日時　令和７年11月17日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年12月15日まで
４　一般異議申述期間　令和８年１月５日から令和８年１月13日まで
徳島地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和７年（再ロ）第１００３１号
東京都大田区西六郷３―10―９―101
再生債務者　夏井　智史
１　意見聴取に付する再生計画案　令和７年11月14日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　令和７年12月４日まで
令和７年11月17日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再ロ）第２号
三重県津市一身田中野718番地５　シェモア浜崎Ａ107号室
再生債務者　岩崎　　傑
１　意見聴取に付する再生計画案　令和７年10月22日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　令和７年12月８日まで
令和７年11月17日　津地方裁判所再生係

令和７年（再ロ）第１０号
さいたま市南区大字広ヶ谷戸330番地４
再生債務者　菅沼　正典
１　意見聴取に付する再生計画案　令和７年10月22日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　令和７年12月９日まで
令和７年11月18日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和７年（再ロ）第１号
長崎県諫早市飯盛町開1233番地97
再生債務者　濱﨑　和正
１　意見聴取に付する再生計画案　令和７年10月24日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　令和７年12月９日まで
令和７年11月18日　長崎地方裁判所大村支部

令和７年（再ロ）第５号
熊本県宇城市松橋町曲野1879番地７
再生債務者　松浦　伸興
1　意見聴取に付する再生計画案　令和７年10月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和７年12月９日まで
令和７年11月18日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（再ロ）第３号
福島県大沼郡会津美里町字向川原甲3381番地２
再生債務者　石山　美和
1　意見聴取に付する再生計画案　令和７年11月12日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和７年12月15日まで
令和７年11月17日
福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

令和７年（再ロ）第４号
滋賀県草津市南草津２丁目６番地４―201
エスリード南草津セントラル
再生債務者　鵜飼　　蘭
1　意見聴取に付する再生計画案　令和７年10月22日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和７年12月16日まで
令和７年11月18日
大津地方裁判所民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

令和７年（再ロ）第２号
熊本県上益城郡益城町大字小池2452番地２
再生債務者　岩﨑　佑紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年11月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年11月17日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和７年（チ）第６号
山形県山形市松波２丁目８番１号
申立人　山形県
代表者知事　吉村美栄子
最後の住所　山形県西村山郡柴橋村大字柴橋1920番地の３
（不動産登記記録上の住所）山形県寒河江市大字柴橋1920番地の３
所有者　柴橋村農業會
（不動産登記記録上の名称）保証責任柴橋信用購買販売利用組合
届出期間満了日　令和８年１月５日
令和７年11月11日　　山形地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　山形県西村山郡大江町大字左沢字金谷
地番　1976番17
地目　宅地
地積　26.84平方メートル

令和７年（チ）第１６号
千葉市緑区おゆみ野５丁目18番地１
申立人　株式会社グローバルセールス
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）港区南麻布三丁目21番11号
所有者　林　　垂立
届出期間満了日　令和８年１月16日
令和７年11月14日　東京地方裁判所立川支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　東村山市青葉町二丁目
地番　12番88
地目　宅地
地積　20.00平方メートル

令和７年（チ）第３８号
神戸市東灘区本山北町６丁目６―20―１
申立人　五十嵐　徹
神戸市東灘区本山北町６丁目６―20―１
申立人　五十嵐寿子
住所　不明
（商業登記記録上の本店所在地）兵庫県西宮市苦楽園一番町１番50号
（不動産登記記録上の本店所在地）神戸市東灘区本山北町５丁目18番19号
所有者　伸洋産業有限会社
届出期間満了日　令和８年１月13日
令和７年11月13日　　神戸地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　神戸市東灘区本山北町５丁目
地番　333番28
地目　山林
地積　14平方メートル

令和７年（チ）第１２号
大阪市北区中之島３丁目６番16号
申立人　関西電力送配電株式会社
住所・居所　不明
共有者　市村　杢平
住所・居所　不明
共有者　市村宗四郎
住所・居所　不明
共有者　井置彦三郎
住所・居所　不明
共有者　市村　捨次
住所・居所　不明
共有者　原　七五郎
住所・居所　不明
共有者　林　又二郎
住所・居所　不明
共有者　林　　與平
住所・居所　不明
共有者　井上　與市
住所・居所　不明
共有者　林　仲五郎
住所・居所　不明
共有者　三浦佐次郎
住所・居所　不明
共有者　原　太一郎
住所・居所　不明
共有者　三浦長八郎
住所・居所　不明
共有者　原　常三郎
住所・居所　不明
共有者　原與三次郎
住所・居所　不明
共有者　山本　新平
住所・居所　不明
共有者　山本　新藏
住所・居所　不明
共有者　林　市次郎
住所・居所　不明
共有者　林　十七藏
住所・居所　不明
共有者　弓削　彌藏
住所・居所　不明
共有者　林　市三郎
住所・居所　不明
共有者　井上幸三郎
住所・居所　不明
共有者　金下嘉一郎
住所・居所　不明
共有者　井上利一郎
住所・居所　不明
共有者　井上　與市
届出期間満了日　令和８年１月14日
令和７年11月14日　神戸地方裁判所姫路支部
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　姫路市別所町佐土字南山
地番　1137番11
地目　保安林
地積　35980平方メートル
不明共有者　市村　杢平の持分　８分の１
不明共有者　市村宗四郎の持分　８分の１
不明共有者　井置彦三郎の持分　８分の１
不明共有者　市村　捨次の持分　８分の１
不明共有者　原　七五郎の持分　８分の１
不明共有者　林　又二郎の持分　８分の１
不明共有者　林　　與平の持分　８分の１
不明共有者　井上　與市の持分　８分の１
2　所在　姫路市別所町佐土字南山
地番　1137番48
地目　山林
地積　3517平方メートル
不明共有者　林　仲五郎の持分　４分の１
不明共有者　三浦佐次郎の持分　４分の１
不明共有者　原　太一郎の持分　４分の１
不明共有者　三浦長八郎の持分　４分の１

３　所在　姫路市別所町佐土字南山
地番　1137番53
地目　山林
地積　6704平方メートル
不明共有者　原　常三郎の持分　４分の１
不明共有者　原興三次郎の持分　４分の１
不明共有者　山本　新平の持分　４分の１
不明共有者　山本　新藏の持分　４分の１
４　所在　姫路市別所町佐土字南山
地番　1137番54
地目　山林
地積　2849平方メートル
不明共有者　林　市次郎の持分　４分の１
不明共有者　林　十七藏の持分　４分の１
不明共有者　弓削　彌藏の持分　４分の１
不明共有者　林　市三郎の持分　４分の１
５　所在　姫路市別所町佐土字南山
地番　1137番59
地目　山林
地積　13186平方メートル
不明共有者　井上幸三郎の持分　４分の１
不明共有者　金下嘉一郎の持分　４分の１
不明共有者　井上利一郎の持分　４分の１
不明共有者　井上　興市の持分　４分の１

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和７年（チ）第３２号

大阪市中央区常盤町２丁目２番13号
申立人　日本住宅開発株式会社
亡岸野保の最後の住所　不明
（亡岸野保の不動産登記記録上の住所）大阪市浪速区恵美須西二丁目７番19号
所有者　亡岸野保相続財産
届出期間満了日　令和８年１月９日
令和７年11月13日　大阪地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
所在　大阪市浪速区恵美須西二丁目７番地18
家屋番号　７番18の８
種類　居宅
構造　木造柿葺平家建
床面積　17.71平方メートル
現況の床面積　28.88平方メートル
（登記記録上の共有者）
大阪市浪速区恵美須西二丁目７番19号
持分　２分の１　岸野　保
大阪市浪速区恵美須西二丁目７番19号
持分　２分の１　岸野小夜子

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十一月十八日
掲載頁　三頁
令和七年十一月二十七日
東京都千代田区丸の内二丁目一番一号明治安田生命ビル一一階
（甲）ＨＭＨグループ株式会社
代表取締役　バーク・マレック
東京都新宿区新宿五丁目一七番一八号
（乙）株式会社保険見直し本舗グループ
代表取締役　臼井　朋貴

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月二十六日
掲載頁　五十三頁（号外第六十五号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月二十六日
掲載頁　四十八頁（号外第六十五号）
令和七年十一月二十七日
東京都港区白金台四―二―一一
（甲）株式会社カズー
代表取締役　古賀　宣行
東京都港区白金台四―二―一一
（乙）アエテ株式会社
代表取締役　鈴木　健

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲、乙及び丙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十一月十三日
掲載頁　三十二頁
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十一月十九日
掲載頁　一二〇頁（号外第二五四号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十一月十九日
掲載頁　一二〇頁（号外第二五四号）
令和七年十一月二十七日
東京都品川区東品川二丁目二番四号
（甲）ＷＷＢ株式会社
（法人番号　9010701026417）
代表取締役　国本　亮一
東京都品川区東品川二丁目二番四号天王洲ファーストタワー五Ｆ
（乙）ＶＳＵＮ　ＪＡＰＡＮ株式会社
（法人番号　1010701037272）
代表取締役　龍　潤生
東京都品川区東品川二丁目二番四号天王洲ファーストタワー五Ｆ
（丙）株式会社ＨＳＪ
（法人番号　2010001227481）
代表取締役　国本　亮一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月四日
掲載頁　八十三頁（号外第二四三号）
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月九日
掲載頁　七頁
令和七年十一月二十七日
東京都港区赤坂二丁目二三番一号
（甲）株式会社アスパラントグループＳＰＣ１１号
代表取締役　中村　彰利
大阪市中央区久太郎町三丁目六番八号
（乙）大和紡績株式会社
代表取締役　野間　靖雅

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://www.housecom.co.jp
（乙）https://crn.co.jp
令和七年十一月二十七日
東京都港区港南二丁目一六番一号
（甲）ハウスコム株式会社
代表取締役　田村　穂
大阪市淀川区西中島五丁目一四番一〇号
（乙）株式会社シーアールエヌ
代表取締役　尾﨑　雅哉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月一日
掲載頁　四十七頁（号外第七十四号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月三十一日
掲載頁　八十一頁（号外第七十二号）
令和七年十一月二十七日
神奈川県平塚市追分二番一号
（甲）浜ゴムエンジニアリング株式会社
代表取締役　田中　敦
神奈川県平塚市追分二番一号
（乙）株式会社平塚機械設計事務所
代表取締役　田中　敦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙および丙の権利義務全部を承継して存続し乙および丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月十九日
掲載頁　一一〇頁（号外第二五四号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月十九日
掲載頁　一一〇頁（号外第二五四号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月十九日
掲載頁　一一〇頁（号外第二五四号）

令和七年十一月二十七日
神奈川県相模原市中央区東淵野辺五丁目一五番一一号
（甲）木村工機株式会社
代表取締役　佐藤　学

神奈川県相模原市中央区東淵野辺五丁目一五番一一号
（乙）株式会社ＭＳＥＣホールディングス
代表取締役　佐藤　学

神奈川県相模原市中央区東淵野辺五丁目一五番一一号
（丙）株式会社高橋精密工業
代表取締役　佐藤　学

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年十一月十七日
掲載頁　九十頁（号外第二五二号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年十一月十八日
掲載頁　五十二頁（号外第二五三号）

令和七年十一月二十七日
富山県富山市婦中町道場三九番地五
（甲）ビューテックバスサービス株式会社
代表取締役　田盛　博久

富山県富山市婦中町板倉新一七七番地一
（乙）ビューテック化工株式会社
代表取締役　渥美　康彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年一月三十日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年九月五日
掲載頁　五十八頁（号外第二〇一号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年九月五日
掲載頁　五十八頁（号外第二〇一号）

令和七年十一月二十七日
長野県上田市踏入一丁目三番三五号
（甲）日本ガス水道株式会社
代表取締役　青柳　修一

長野県上田市踏入一丁目三番三五号
（乙）上田ガストータルリフォーム株式会社
代表取締役　髙松　敏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十六日
掲載頁　九十二頁（号外第一四四号）

（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十六日
掲載頁　九十七頁（号外第一四四号）

（丁）会社設立後決算期未到来のため確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十七日
愛知県名古屋市西区那古野一丁目一番一二号
（甲）株式会社カノークス
代表取締役　小河　正直

愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字仲田七番地一
（乙）株式会社カノークス鋼管東海
代表取締役　鈴木　隆介

大分県中津市大字福島九一五番地
（丙）株式会社カノークス鋼管九州
代表取締役　南形　武志

埼玉県鴻巣市上会下字白幡六一二番地一三
（丁）株式会社カノークス鋼管関東
代表取締役　友野　光朗

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月十九日
掲載頁　一五五頁（号外第二一一号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月十九日
掲載頁　一五七頁（号外第二一一号）

令和七年十一月二十七日
京都市東山区宮川筋一丁目二二一番地
（甲）株式会社晃商
代表取締役　新井　義淳

京都市東山区宮川筋一丁目二二一番地
（乙）株式会社晃和
代表取締役　新井　千晴

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のパチンコ及びスロット並びにボウリング場等の遊技場の運営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十一月二十七日
掲載頁　二頁

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十一月二十七日
掲載頁　二頁

令和七年十一月二十七日
東京都豊島区池袋二丁目三八番一二号
（甲）太平観光株式会社
代表取締役　松原　秀治

東京都豊島区池袋二丁目三八番一二号
（乙）永豊企業株式会社
代表取締役　松原　秀治

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により、有限会社ほっと（乙、住所滋賀県大津市南郷一丁目二〇―一九）のケアサービスにおける福祉用具貸与事業、福祉用具販売事業及び住宅改修事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年九月三日
掲載頁　二頁

（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和七年十一月二十七日
静岡県島田市中河七三七番地
株式会社ヤマシタ
代表取締役　山下　和洋

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の鉄鋼加工品、その他鉄鋼製品の製造、加工及び販売事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき、乙は会社法第七八四条第一項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに会社分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十六日
掲載頁　八十七頁（号外第一四四号）

令和七年十一月二十七日
愛知県名古屋市西区那古野一丁目一番十二号
（甲）株式会社カノークス
代表取締役　小河　正直

岩手県北上市相去町大松沢一番九六号
（乙）株式会社カノークス鋼管北上
代表取締役　高橋　哲

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のエンターテイメント事業及びフードサービス事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月十九日

掲載頁　一五五頁（号外第二一一号）

令和七年十一月二十七日

京都市東山区宮川筋一丁目二二一番地

（甲）株式会社ＫＯＳＨＯ

代表取締役　新井　義淳

京都市東山区宮川筋一丁目二二一番地

（乙）株式会社晃商

代表取締役　新井　義淳

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社木下企画（住所東京都武蔵野市吉祥寺北町一丁目一七番二号）に対して当社の不動産賃貸及び管理並びに太陽光発電事業に関して有する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月二十二日

掲載頁　五十五頁（号外第二一二号）

令和七年十一月二十七日

東京都武蔵野市吉祥寺北町一丁目一七番二号

株式会社木下ホームズ

代表取締役　小原　幸子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＧＲＡＮＤ　ＴＲＯＩＳ　ＩＫＥＤＡとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十七日

北海道余市郡余市町黒川町十二丁目一〇〇番四号

合同会社大三池田商會

代表社員　池田　達郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十七日

埼玉県朝霞市東弁財二丁目一五番一二号

テラスイースト合同会社

代表社員　田中ひろみ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十七日

石川県白山市木滑西一番地

合同会社山立会

代表社員　有本　勲

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十七日

大阪府高槻市萩之庄五丁目二番一号

合同会社リブテクト

代表社員　橋村　輝勝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十七日

兵庫県尼崎市神崎町一五―一七

合同会社ロングランオート

代表社員　岡田　健一

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は、佐世保自動車販売業株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十七日

長崎県佐世保市島瀬町七番二〇号

佐世保自動車販売業協同組合

代表理事　円田　浩司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月五日であり、組織変更後の商号は株式会社晶永とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十七日

熊本県宇土市松山町二一一五番地五一

合同会社晶永

代表社員　中村　祥太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十七日

秋田県山本郡八峰町峰浜塙字豊後長根五六―二外

合同会社ＤＯＨＡＣＨ

代表社員　米森　雄大

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月二十七日

栃木県佐野市田島町一九二番地二号

有限会社永瀬運送店

代表取締役　河合　寿信

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金三千万円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月二十七日

掲載頁　四頁

令和七年十一月二十七日

埼玉県川口市上青木一丁目一八番一三号

株式会社山泰鋳工所

代表取締役　山本　康平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金七億三一八一万八八五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十一月二十七日

東京都目黒区青葉台三丁目六番二八号

ａｎｄ　ｆａｃｔｏｒｙ株式会社

代表取締役　青木　倫治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千四百二十五万七千八百九十四円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月十六日

掲載頁　十四頁

令和七年十一月二十七日

東京都港区麻布十番二丁目二〇番七号

株式会社ステラ・ホールディングス

代表取締役　青木　圭吾

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千二百九十九万二千百九十七円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月二十七日

掲載頁　四頁

令和七年十一月二十七日

東京都港区麻布十番二丁目二〇番七号

ＧｅｅｋＯｕｔ株式会社

代表取締役　青木　圭吾

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億二千二百五十一万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十七日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一五番一二号Ａ

ＣＮ渋谷道玄坂ビル七Ｆ

ＩＭＳＦ株式会社

代表取締役　稲葉　繁樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千三百三十五万三千六百二十三円減少し九千九百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月三十一日であり、株主総会の決議は令和七年十一月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/617900/announces

令和七年十一月二十七日

東京都品川区西五反田八丁目九番五号ＦＯＲＥＣＡＳＴ五反田ＷＥＳＴ十階

株式会社エイジレス

代表取締役　小出　孝雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千二百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二十一日

掲載頁　六十頁（号外第八十九号）

令和七年十一月二十七日

東京都渋谷区道玄坂一丁目二〇番八号

株式会社ラボル

代表取締役　建部　大

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金五千円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十七日

東京都渋谷区渋谷一―三―一八ビラ・モデルナ四〇二

株式会社ＮＧＴＧ１５

代表取締役　新居　英一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://proteo-bridge.co.jp/

令和七年十一月二十七日

東京都江東区青海二丁目三番二六号国立研究開発法人産業技術総合研究所臨海副都心研究センター内

プロテオブリッジ株式会社

代表取締役　熊谷　亮

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千九百五万八千五百三十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://aironworks.com/

令和七年十一月二十七日

東京都港区虎ノ門一―一〇―五―一一階

ＡｉｒｏｎＷｏｒｋｓ株式会社

代表取締役　寺田　彼日

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を剰余金の資本組入れにより四億百万八千百十円にすることを条件として、百万八千百十円減少し四億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月二十八日

掲載頁　五十三頁（号外第六十九号）

令和七年十一月二十七日

東京都港区東新橋一丁目八番一号

株式会社ＳＰＯＲＴＳ　Ｅｄｇｅ

代表取締役　山口　剛

資本金の額の減少公告

当社は、業務執行社員の退社に伴う持分払戻しのため、資本金の額を五百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十七日

神奈川県川崎市高津区溝口一丁目二二番一八号

合同会社勝増

代表社員　勝俣　利彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一千万円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　十一月二十七日

掲載頁　四頁

令和七年十一月二十七日

新潟県南魚沼市宮字西原二二九四番八

株式会社山泰製作所

代表取締役　山本　康平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千二百二十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月二十七日

山梨県甲府市若松町六番三〇号

カイ・ワールド有限会社

代表取締役　日向　直樹

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十二月十二日を基準日と定め、同日〇時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和七年十一月二十七日

埼玉県さいたま市南区沼影一丁目一〇番地一号　ベストメディカルサービス株式会社

代表取締役　村上　太一

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十二月十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十一月二十七日

東京都港区南青山三―四―七第七ＳＹビル五階

株式会社エフェクチュアル

代表取締役　田中　倫明

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月二十七日

札幌市中央区南三条西三丁目一〇番地三信ビル六階

株式会社シー・エム・エス

代表取締役　瀬戸　代章

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月二十七日

東京都文京区湯島三丁目一四番二号

株式会社ライン制作

代表取締役　奥田　忠嗣

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月二十七日

横浜市栄区笠間二―五―一ＳＴＥビル

キオクシアシステムズ株式会社

代表取締役　今宮　賢一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月二十七日

大阪府吹田市広芝町一六番二五号

合同電設株式会社

代表取締役　金子　宗二

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月二十七日

大阪市中央区内本町二丁目一番一九号第一〇松屋ビル

株式会社ＤＡＢＯジャパン

代表取締役　文　珖植

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月二十七日

島根県出雲市天神町八六九番地

ミシマ産業株式会社

代表取締役　三島　一男

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和七年十二月十九日です。

令和七年十一月二十七日

沖縄県那覇市東町一九番二五号

株式会社碧

代表取締役　金城　智子

株式併合につき通知公告

当社は、株式五千株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和七年十二月十八日であり、同日における発行可能株式総数は一千四百四株となります。

令和七年十一月二十七日

横浜市中区桜木町一丁目一番地

花月園観光株式会社

代表取締役　松尾嘉之輔

限定承認公告

本籍北海道空知郡南幌町南十三線西十番地、最後の住所北海道空知郡南幌町西町四丁目一番七号

被相続人　亡　宍戸　秀司

右被相続人は令和七年二月二十六日死亡し、その相続人は令和七年十一月十七日札幌家庭裁判所岩見沢支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十一月二十七日

札幌市中央区大通西十丁目南大通ビル九階

ながた法律事務所

相続財産清算人宍戸文博

右代理人　弁護士　長田　正寛

限定承認公告

本籍東京都武蔵野市中町三丁目一六六一番地、最後の住所札幌市西区二十四軒三条七丁目五番二八の一一〇二号

被相続人　亡　藤野　祐一

右被相続人は令和七年八月二日死亡し、その相続人は令和七年十一月十四日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十一月二十七日

札幌市中央区大通西十四丁目一番地一三北日本南大通ビル九階

限定承認者藤野三千代

法定代理人　成年後見人弁護士　山本　晋

限定承認公告

本籍東京都文京区白山五丁目五〇番地、最後の住所東京都渋谷区上原二丁目四番八号

被相続人　亡　小林　光雄

右被相続人は令和七年八月一日死亡し、その相続人は令和七年十一月十三日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十一月二十七日

東京都渋谷区上原二丁目四番八号

相続財産清算人　小林由美子

連絡先　東京都千代田区丸の内二丁目四番一号丸ビル一二階卓照綜合法律事務所

右代理人弁護士　玉巻　輝久

限定承認公告

本籍新潟県柏崎市西本町二丁目六二七番地二、最後の住所新潟県柏崎市新赤坂五丁目四番一〇号

被相続人　亡　關　光代

右被相続人は令和七年八月八日死亡し、その相続人は令和七年十一月十七日新潟家庭裁判所長岡支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十一月二十七日

新潟県柏崎市新赤坂五丁目四番一〇号

限定承認者　関　祐輝

限定承認公告

本籍静岡県沼津市松長六一七番地二、最後の住所静岡県沼津市下香貫塩場三一九五番地ニューカネブンマンション三〇五号

被相続人　亡　渡邉　賢美

右被相続人は令和七年八月十八日死亡し、その相続人は令和七年十一月十七日静岡家庭裁判所沼津支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十一月二十七日

静岡県沼津市新宿町七番地の一四

相続財産清算人　渡邉　有紀

限定承認公告

本籍大阪府守口市西郷通四丁目一五番地、最後の住所大阪市鶴見区茨田大宮四丁目三〇番二一一〇七号

被相続人　亡　浦野　正年

右被相続人は令和七年八月十四日死亡し、その相続人は令和七年十一月二十一日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十一月二十七日

大阪市鶴見区茨田大宮四丁目三〇番二一一〇七号

相続財産清算人　浦野　悦子

大阪市中央区博労町一丁目七番一六号ｙｔｃビル三階　リード総合法律会計事務所

右代理人弁護士　中辻　史記

合併公告及び新設分割公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

また、右記合併の効力発生を条件として、甲は新設分割により新設する株式会社Ｔｒｙｓ（住所東京都千代田区大手町一丁目六番一号）に対して甲が営むクリエイティブ事業に関する一切の権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この合併及び新設分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://trys2020.com/?page_id=1032

（乙）https://global-gear.jp/public_notice.html

令和七年十一月二十七日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

（甲）株式会社Ｔｒｙｓ

代表取締役　小林　泰平

福岡市中央区渡辺通二丁目九番二二号西鉄渡辺通ビル

（乙）株式会社グローバルギア

代表取締役　佐藤　竜史

株式交換につき通知公告及び株式交換につき株券等提出公告

当社は、株式会社ＣＣＧ　ＨＯＮＡＮＤＯ（住所大阪市中央区南本町一丁目八番一四号）を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので公告します。

また、この株式交換に伴い、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年一月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月二十七日

大阪府東大阪市楠根二丁目五番二九号

株式会社邦南堂

代表取締役　工藤　裕介

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.web-kokoku.jp/

令和七年十一月二十七日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

グレープ特定目的会社

取締役　福永　隆明

取消公告

令和七年十一月十日（号外第二四七号）掲載の解散公告は取消します。

令和七年十一月二十七日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

ＳＨＫホテルズ特定目的会社

代表清算人　金谷　正文

取消公告

令和六年十二月二日（号外第二八〇号）掲載の第七期決算公告（枠組）は取消します。

令和七年十一月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目四番七号

株式会社ＮＥＷＯＮＥ

代表取締役　上林　周平

正誤

令和七年十一月六日掲載の東京家庭裁判所に係る令和六年（家）第五九八六号失踪宣告中

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
九	三	終りから一二	増森　浩治	米田　眞澄